## 609 地域密着型通所介護費

## 【地域密着型通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

○ 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。 報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に 伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発0331018号)
3 Q&A	_

○ 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

		· •••• •••• ••• ••• ••• ••• ••• ••• •••
4	通所介護費等の算定方法	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
<b>(5)</b>	利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
6	大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
7	区分支給限度基準額外告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日 厚生省告示第38号)
8	3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)
<b>9</b> 知	1 3 3 1 3 3 1 3 3 1 3 3 1 3 3 3 1 3 3 3 1 3	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号)

○ 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。 令和3年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\_00034.html

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算	適用要件			
定員超過利用減算		1	減算 70/100	【報酬告示】 別表2の2 注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定 域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護( 定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計 をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に 当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。				
				【通所介護費等の算定方法】5の2 イ 指定地域密着型通所介護の月平均の利用者の数(指定地域密着型業の人員,設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号に規定する第一号通所事業をいう。この号において同じ。)の指定を併業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、者の数の合計数)が次の表の上[左]欄に掲げる基準に該当する場合しついては、同表の下[右]欄に掲げるところにより算定する。 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	せて受け,かつ,指定地域密着型通所介護の事業及び第一号通所事 指定地域密着型通所介護の利用者の数及び第一号通所事業の利用			

加算·減算名	実施	体制	加算·減算	加算·減算適用要件 
				指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型 施行規則第131条の3の2の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。 が護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
				【報酬告示】別表2の2 注2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)について、指定療養通所介護(指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
				【通所介護費等の算定方法】5の2 ロ 指定療養通所介護の利用者の数が次の表の上[左]欄に掲げる基準に該当する場合における地域密着型通所介護費(療養通所介護費に限る。)については、同表の下[右]欄に掲げるところにより算定する。
				厚生労働大臣が定める利用者の数の基準厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法
				指定地域密着型サービス基準第40条の3に定められている利 用定員を超えること。 指定地域密着型サービス基準第40条の3に定められている利 用定員を超えること。 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数 に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型 サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定 する。
				【留意事項通知】第2の1(6) ① 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について当該事業所の登録定員を上回る高齢者を登録させている場合、並びに地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について当該事業所又は施設の利用者等の定員を上回る利用者等を入所等させている場合(いわゆる定員超過利用の場合)においては、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の基準及び単位数の単立を目にいているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の基準及び単位数の単立を目に当たってある。② この場合の登録者、利用者又は入所者(以下「利用者等」という。)の数は、1月間(暦月)の利用者等の数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。 ③ 利用者等の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所又は施設については、その翌月から通常の所定単位数が適正される。② 市町村長は、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が適定される。④ 市町村長は、定員超過利用が解されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が違方される。● 災害(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、虐待を含む。)の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がはいにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。 【留意事項通知】第2の3の2(5) 災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、定日を記述することがやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が関始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、定日を記述することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算•減算 加算•減算適用要件					
				【留意事項通知】第2の3の2(22) ① 当該事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている、いわゆる定員超過利用に対し、介護給付費の減額を行うこととし、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。 ② この場合の利用者の数は、1月間(暦月)の利用者の数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。 ③ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。 ④ 市町村長は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 ⑤ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。					

加算•減算名	実施	体制	加拿	算∙減算			加算•減第	草適用要件	
					[Q&/	4]			
							Q	A	
								従前より、災害等やむを得ない事情がある場合には、その都度、定員遵守規定にかかわらず、定員超過しても減算の対象にしない旨の通知を発出し、弾力的な運用を認めてきたところであるが、これを入所系サービスと同様、そのような不測の事態に備え、あらかじめ、規定する趣旨である。したがって、その運用に当たっては、真にやむを得ない事情であるか、その都度、各自治体において、適切に判断されたい。(平成18年4月改定関係Q&Avol.1 問41)	
						2	成11年厚生省令第37号)第93条第1項第3号に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を一体的に行う事業所にあっては、それぞれの事業ごとに利用定員を定めるのか。それとも両事業の利用者を合算して利用定員を定めるのか。また、利用者の数が利用定員を超える場合(いわゆ	(地域密着型)通所介護と第一号通所事業が一体的に行われている事業所にあっては、(地域密着型)通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者との合算により利用定員を定めるものである。従って、例えば利用定員が20人の事業所にあっては、通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者の合計が20人を超えた場合に、通所介護事業と第一号通所事業それぞれについて定員超過減算が適用される。(令和3年度介護報酬改定Q&Avol.3 問47)	
人員基準欠如減算			減算	70/100 【報酬告示】別表2の2 注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事: 域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型 定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数だし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定め当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。  【通所介護費等の算定方法】5の2 ハ 指定地域密着型介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上(左)欄に掲げる員数の基準に該当する場合に、密着型通所介護費(地域密着型通所介護費に限る。)については、同表の下(右)欄に掲げるところにより算定する。					
					ш,		上労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法	
						指な着型	地域密着型サービス基準第37条の2の規定の適用を受け 指定地域密着型通所介護事業所にあっては、指定地域密 サービス基準第20条に定める員数を置いていないこと。 地域密着型サービス基準第37条の2の規定の適用を受け	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数 に100分の70を乗じて得た単位数を用いて,指定地域密着型 サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定 する	
					ロに 型サ る。) 所定	こつい ービス こつい 単位3	<ul><li>ス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をしいて、指定療養通所介護(指定地域密着型サービス基準第38</li></ul>	のとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所(指定地域密着いう。以下同じ。)において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限 3条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、 2、護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、	

加算·減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件
				【通所介護費等の算定方法】5の2 二 指定療養通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上[左]欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密 着型通所介護費(療養通所介護費に限る。)については, 同表の下[右]欄に掲げるところにより算定する。
				厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準 厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法
				指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数 指定地域密着型サービス基準第40条に定める員数を置いてい は100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型 サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定 する。
				【留意事項通知】第2の1(8) ① 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、当該事業所又は施設の職員の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っているいわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の滅額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。② 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもつて終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。)。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数(小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者(短期利用居宅介護費を算定する者を含む。)の数の最大値を合計したもの)を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。③ 看護・介護職員の人員基準欠如については、イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に規定する算定方法に従って減算され。1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。) ⑥ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

加算·減算名	実施	体制	加拿	算∙減算	加算·減算適用要件
					【留意事項通知】第2の3の2(23) ① 当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。 ② 人員基準欠如についての具体的取扱いは次のとおりとする。 イ 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用いる。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。 ロ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数(サービス提供時間数に関する具体的な取扱いは、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」第3の2の2の1(1)を用いる。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。 ハ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。・(看護職員の算定式)サービス提供日に配置された延べ人数/サービス提供日数<0.9・(小護職員の算定式)当該月に配置された職員の勤務延時間数/当該月に配置すべき職員の勤務延時間数<0.9 ニ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。・(看護職員の算定式) 0.9≦当時月に配置された延べ人数/サービス提供日数<1.0・(介護職員の算定式) 0.9≦当時月に配置された職員の勤務延時間数/当該月に配置すべき職員の勤務延時間数<1.0 ③ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の耽損しを検討するものとする。
					【留意事項通知】第2の3の2(24)④ ※療養通所介護費 ④ 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について イ 当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。 ロ 看護職員及び介護職員の配置数については、 i )人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。 ii )1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算すれる(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。 ハ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとする。
2時間以上3時間未満の地 域密着型通所介護を行う場 合	_	_	減算	70/100	【報酬告示】別表2の2 注4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、イ (2)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
					【利用者等告示】35の3 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注4(※2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合)の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 第十四号(※)に規定する利用者 (※)心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者

加算·減算名	実施	体制	加	算∙減算			加算・減算	<b>拿適用要件</b>		
					2時 者, 病 ビス 型 型 通	時間以」 病後等 <sup>*</sup> 利用が 所介護	で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必 困難な者(利用者等告示第三十五号の三)であること。なお	5利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である 必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサー 5、2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着  用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、		
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算		0	加算		✓100 【報酬告示】別表2の2 注5 イについて、感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の診 が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た指定地域密着 業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき 100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要する 別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができ					
				【区分支給限度基準額外告示】12の2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ及び口の注5(※感染症又は災害の発生数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算)、注9及び注24並びにハからホまでの規定による加算又は減【留意事項通知】第2の3の2(3) 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算の内容について照すること。 【3%加算解釈通知】 省略(以下URLを参照のこと。)						
					http 【Q&A		ww.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_0003	34.html		
					L G G		Q	A		
						① (i) the state of the state o	地域に緊急事態宣言が発令されているか、当該事業所が 都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の 要請を受けているか、当該事業所において感染者が発生 したか否か等)は問わないのか。			
						また。 発見の の の の の の の の の の の の の の		休果した期間を「正月等の特別な期間」として取り扱うことはできない。   なお、通所介護、通所リハビリテーションにあっては、留意事項   通知による事業所規模区分の算定にあたっても、同様の取扱い   よることよる (全和3年度企業報酬改定O&A) (会社 間3)		

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件
				3%加算については、加算算定終了の前月においてもなお、利用延人員数が5%以上減少している場合は、加算算定の延長を希望する理由を添えて、加算算定延長の届出を行うこととなっているが、どのような理由があげられている場合に加算算定延長を認めることとすればよいのか。都道府県・市町村において、届出を行った通所介護事業所等の運営状況等を鑑み、判断することとして差し支えないのか。
				「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老認発 0316 第4号・老老発 0316 第3号令和3年3月 16 日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知。以下「本体通知」という。)において、各事業所における3%加算算定・規模区分の特例の適用に係る届出様式(例)が示されているが、届出にあたっては必ずこの様式(例)を使用させなければならないのか。都道府県や市町村において独自の様式を作成することは可能か。
				貴見のとおり。他の加算と 同様、算定要件を満たした月(利用延人員数の減少が生じた月)の翌月 15 日までに届出を行わなければ、3%加算の算定や規模区分の特例の適用はできない。なお、例えば令和3年4月の利用延人員数の減少に係る届出を行わなかった場合、令和3年6月にこの減少に係る評価を受けることはできないが、令和3年5月以降に利用延人員数の減少が生じた月の翌月 15 日までに届出を行うことはできないが、令和3年5月以降に利用延人員数の減少が生じた場合は、減少が生じた月の翌月 15 日までに届出を行うことにより、令和3年7月以降において、加算の算定や規模区分の特例の適用を行うことができる。なお、令和3年2月の利用延入員数の減少に係る届出にあっては、令和3年4月1日までに行わせることを想定しているが、この届出については、新型コロナウイルス感染症による利用延人員数の減少に対応するものであることから、都道府県・市町村におかれてはこの趣旨を鑑み、届出の締切について柔軟に対応するようお願いしたい。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.1 問10)
				「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12 報)」(令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)(以下「第12報」という。)による特例を適用した場合、1月当たりの平均利用延人員数を算定するにあたっては、第12報における取扱いの適用後の報酬区分ではなく、実際に提供したサービス時間の報酬区分に基づき行うのか。

加算•減算名	実施	体制	加算	•減算		加算・減算	章 通用要件
					7	来やケーニス縮小寺に行って、ヨ該事業所の利用有を協 時的に受け入れた結果、利用者数が増加した事業所もある。	差し支えない。本体通知においてお示ししているとおり、各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたっては、通所介護、地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日を企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)を準用することとしており、同項中の「災害その他やむを得ない理由」には新型コロナウイルス感染症の影響も含まれるものである。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により休業やサービス縮小等を行った事業所の利用者を臨時的に受け入れた後、当該事業所の休業やサービス縮小等が終了してもなお受け入れを行った利用者が3%加算の算定や規模区分の特例を行う事業所を利用し続けている場合、当該利用者については、平均利用延人員数に含めることとする。 また、通所介護、通所リハビリテーションにあっては、留意事項通知による事業所規模区分の算定にあたっても、同様の取扱いとすることとする。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.1 問12)
					8	意の取得を行う必要はあるか。また、利用者又はその家族 への説明や同意の取得が必要な場合、利用者又はその家	3%加算や規模区分の特例を適用するにあたっては、通所介護事業所等が利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はない。なお、介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容(サービス内容、サービス単位/金額等)を利用者又はその家族に説明し同意を得ることは必要である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.1 問13)
					9	ກ່ອງຈູບາກ່ <sub>ຈ</sub>	3%加算や規模区分の特例は、感染症や災害の発生を理由として利用延人員数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から設けられたものであり、この趣旨を鑑みれば、当該通所介護事業所等を利用する全ての利用者に対し適用することが適当である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.1 問14)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減算	算適用要件
				10	第一号通所事業には、3%加算は設けられていないのか。	貴見のとおり。なお、通所介護事業所等において、3%加算や規模区分の特例の適用対象となるか否かを判定する際の各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたっては、本体通知 II (3)にお示ししているとおり、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2の7(4)を準用するものであることから、通所介護事業等と第一号通所介護事業が一体的に実施されている場合にあっては、第一号通所事業の平均利用延人員数を含むものとする。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.1 問15)
				1	新型コロナウイルス感染症の影響により利用延人員数が減少した場合、3%加算算定の届出は年度内に1度しか行うことができないのか。例えば、令和3年4月に利用延人員数が減少し、令和3年5月に3%加算算定の届出を行い、令和3年6月から3%加算を算定した場合において、令和3年6月に利用延人員数が回復し、令和3年7月をもって3%加算の算定を終了した事業所があったとすると、当該事業所は令和3年度中に再び利用延人員数が減少した場合でも、再度3%加算を算定することはできないのか。	感染症や災害(3%加算の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限る。)によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度3%加算を算定することが可能である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問21)
				12	3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨が厚生労働省より事務連絡で示されることとなっているが、対象となった後、同感染症又は災害による3%加算や規模区分の特例が終了する場合も事務連絡により示されるのか。	新型コロナウイルス感染症による3%加算 や規模区分の特例にかかる取扱いは、今後の感染状況等を踏まえ、厚生労働省にて終期を検討することとしており、追って事務連絡によりお示しする。なお、災害については、これによる影響が継続する期間等は地域によって異なることも想定されることから、特例の終期については、厚生労働省から考え方をお示しする、又は基本的に都道府県・市町村にて判断する等、その在り方については引き続き検討を行った上で、お示ししていくこととする。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間22)
				(3)	新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされている(※)が、令和4年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えてよいか。 (※)「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16 日老認発0316 第4号・老老発0316 第3号)別紙 I	新型コロナウイルス感染症は、令和4年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外とすることとする場合は、事務連絡によりお示しする。(全和2年度全護科酬力字O.8.A.vel.11.問刊)
				13	感染症や災害によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度同加算を算定することが可能であるとされている(※)が、令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき同加算を算定した事業所が、令和4年度に再び同加算を算定することはできるか。 (※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問21	の具体例は別添い窓実症や災害の影響により利用延入員数が減少した場合の基本報酬への3%加算 令和4年度の取扱い)を参

加算•減算名	実施	体制	加算•減算			加算•減算	 算適用要件
8時間以上9時間未満の報酬区分によるサービス提供の前後に行う日常生活上の世話	0		加算 ・9時間以上 時間未満の 合 50単位 ・10時間以上 11時間未満	場が、一時型はた	につい ¶8時間 風所介詞 場合は、	別以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引 護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行っ 次(左)に掲げる区分に応じ、次(左)に掲げる単位数を所定	間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要 引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定地域密着 った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となっ E単位数に加算する。
			場合 100単位 •11時間以 12時間未満 場合 150単位 •12時間以 13時間未満 場合 200単位	世 版 1 2 5 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	長と時間にといる。長の19時間には13時間によりません。13時間によりません。	算定されるものであり、例えば、 の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービの地域密着型通所介護の前に連続して2時間、後に連続してといて250単位が算定される。 該加算は地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間の地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスとして5時間の延長サービスとして5時間のに乗けービスとして5時間は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが	て3時間,合計5時間の延長サービスを行った場合には,5時間分の延 時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため,例えば, ごスを行った場合には,地域密着型通所介護と延長サービスの通算時 C200単位が算定される。 が可能な体制にあり,かつ,実際に延長サービスを行った場合に算定さ
			•13時間以_ 14時間未満 場合 250単位	の 後に	I, 引き Iは算5		いている必要があり,当該事業所の利用者が,当該事業所を利用した た翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受ける場
				LGG	×A,	Q	A
					1	延長加算の所要時間はどのように算定するのか。	延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な事業所において、実際に延長サービスを行ったときに、当該利用者について算定できる。 通所サービスの所要時間と延長サービスの所要時間の通算時間が、例えば通所介護の場合であれば9時間以上となるときに1時間ごとに加算するとしているが、ごく短時間の延長サービスを算定対象とすることは当該加算の趣旨を踏まえれば不適切である。(平成24年度介護報酬改定Q&A vol.1 問61)
					2	所要時間が8時間未満の場合でも、延長加算を算定する ことはできるか。	延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合等に算定するものであることから、算定できない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問27)
					3	延長加算に係る延長時間帯における人員配置について	延長サービスにおける日常生活上の世話とは、通常のサービスに含まれるものではなく、いわゆる預かりサービスなどを、事業所の実情に応じて適当数の従業員を置いて行うものである。 よって、延長加算の時間帯は人員基準上の提供時間帯に該当しない。複数の単位の利用者を同一の職員が対応することもできる。(平成15年介護報酬に係るQ&A問6)

加算·減算名	実施	体制	加算•減算	加算·減算適用要件
				延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合等に第定するものであることから、例えば通所介護等のサービス提供時間を8時間30分とした場合、延長加算は8時間以上9時間未満に引き続き、9時間以上から算定可能である。サービス提供時間を7後に日常生活上の世話をする時間帯(9時間に到達するまでの30分及び9時間以降)については、サービス提供時間ではないことから、事業所の実情に応じて適当数の人員を配置していれば差し支えないが、安全体制の確保に留意すること。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間28)
				延長加算については、「実際に利用者に対して延長サービスが行うことが可能な場合」に届出できると規定されている。よって、延長サービスに係る従業者の配置状況が分かる書類などを添付する必要はない。(平成15年介護報酬に係るQ&A 問8)
				通常要する時間を超えた場合の延長サービスに係る利用料については、サービス提供時間が9時間未満である場合において行われる延長サービスについて徴収できるものである。また、サービス提供時間が14時間未満である場合において行われる延長サービスについて徴収できるものである。また、サービスについて変長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできない。)なお、当該延長加算を算定しない場合においては、延長サービスに係る届出を行う必要はない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間29)  (参考)延長加算及び延長サービスに係る利用料徴収の例①サービス提供時間が8時間であって、6時間延長サービスを実施する場合・8時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定する。②サービス提供に係る費用は、延長加算を算定する。 ②サービス提供時間が8時間であって、7時間延長サービスを実施する場合・8時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定する。14時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以上9時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以降15時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以降15時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以降15時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以降15時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長力算を第定し、14時間以降15時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長力算を第定して過収する。
				9時間の通所介護等の前後に送迎を行い、居宅内介助 等を実施する場合も延長加算は算定可能か。 延長加算については、算定して差し支えない。(平成27年度介 護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問56)
				電泊サービスを利用する場合等については延長加算の 算定が不可とされたが、指定居宅サービス等の基準省令 96条第3項第2号に規定する利用料は、宿泊サービスとの 区分がされていれば算定することができるか。 通所介護等の営業時間後に利用者を宿泊させる場合には、別途宿泊サービスに係る利用料を徴収していることから、延長に係る利用料を徴収することは適当ではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問57)
				通所介護等の利用者が自宅には帰らず、別の宿泊場所に行くまでの間、延長して介護を実施した場合、延長加算は算定できるか。  (平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問58)

加算・減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件
				「宿泊サービス」を利用した場合には、延長加算の算定はできないことされているが、以下の場合には算定可能か。 ① 通所介護事業所の営業時間の開始前に延長サービスを利用した後、通所介護等を利用しその当日より宿泊サービスを利用した場合 ② 宿泊サービスを利用した後、通所介護サービスを利用し通所介護事業所の営業時間の終了後に延長サービスを利用した後、自宅に帰る場合
				延長加算については、当該通所介護事業所の設備を利用して宿泊する場合は算定できないことが原則であるが、あらかじめ通所介護計画に位置づけられたサービスであり、かつ、通常のサービス提供時間帯のみでは提供することができず、延長時間帯において提供することが不可欠な場合(食事提供に伴い、通所介護計画に定められた口腔機能向上サービスを通常の時間帯において提供することができない場合(※))には、実際に延長サービスを行った範囲内で算定して差し支えないこととする。 (※)指定通所介護事業所において、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれがある利用者に対して、夕食後に言語聴覚士、歯科衛生士等が口腔機能向上サービスを実施する場合であって、夕食の時間との関係からサービス提供時間内に当該口腔機能向上サービスを終了することが困難で延長サービスとなる場合には、算定することができる。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年7月31日)問5)
共生型地域密着型通所介護を行った場合			・生活が行う場合 100分の93・自訓をはまずの分の93・自訓をはまが行う場合 100分別練(業別・自訓をはまずが行うの95・児事合 100分の第三に行う場合 100分の第三に行う場合 100分の90・対所の分の90・カーがで乗合 100分の90	【報酬告示】別表2の2 注7 イについて、共生型地域密着型サービス(指定地域密着型サービス基準第2条第6号に規定する共生型地域密着型サービスをいう。以下この注において同じ。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この注において「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この注において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第37条の2に規定する共生型地域密着型通所介護をいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型・デアンは指定自立訓練(機能訓練事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業所(児童福社法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この注において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第条に規定する事にの身障害児をいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において指定規連発達支援指定通所支援基準第64号)第4条に規定する指定位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
				[Q&A] Q A

加算•減算名	実施	体制	加拿	算•減算			加算•減算	<b>草適用要件</b>		
							共生型通所介護(障害福祉制度の生活介護事業所等 が、要介護者へ通所介護を行う場合)の場合、定員超過の 減算はどちらを対象に、どのように見るべきか。	共生型通所介護事業所の定員については、介護給付の対象となる利用者(要介護者)と障害給付の対象となる利用者(障害児者)との合算で、利用定員を定めることとしているため、合計が利用定員を超えた場合には、介護給付及び障害給付の両方が減算の対象となる。 ※共生型短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。(平成30年度介護報酬改定Q&A vol.1 問48)		
						2	共生型通所介護事業所と共生型短期入所生活介護事業所(介護保険の基準を満たしていない障害福祉の事業所)の人員基準欠如減算は、障害福祉の事業所として人員基準上満たすべき員数を下回った場合には、介護給付と障害給付の両方が減算の対象となるものと考えてよいか。	貴見のとおりである。(平成30年度介護報酬改定Q&A vol.1問49)		
						_	通所介護事業所が共生型生活介護の指定を受けたときに、通所介護の機能訓練指導員(理学療法士等)が共生型生活介護における自立訓練(機能訓練)を行うことは可能か。また、その場合は個別機能訓練加算の専従要件に該当するのか。	通所介護の機能訓練指導員は、配置基準上は1以上とされており、共生型生活介護における自立訓練(機能訓練)を兼務することは可能。共生型サービスは、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉両方の制度に位置づけられたものであり、対象者を区分せずに、一体的に実施することができる。このため、機能訓練指導員が共生型生活介護における自立訓練(機能訓練)を行う場合は、利用者である高齢者と障害児者の合計数により利用定員を定めることとしており、その利用定員の範囲内において、両事業を一体的に実施し、機能訓練を行うものであることから、専従要件に該当する。(平成30年度介護報酬改定Q&A vol.4 問3)		
生活相談員配置等加算		0	0	0	加算	13単位 (1日につき)	イ(※する) (1 ) (1 ) (2 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1	この共る 基介 指活地 東	型地域密着型通所介護を行った場合)を算定している場合に <b>告示】14の2</b> ・費及び地域密着型通所介護費における生活相談員等配置 ・る基準のいずれにも適合すること。 相談員を1名以上配置していること。 ・こ貢献する活動を行っていること。 ・ <b>通知】第2の3の2(6)</b>	して市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において,注 は,生活相談員配置等加算として,1日につき13単位を所定単位数に加 が加算の基準 で着型通所介護の提供日ごとに,当該共生型地域密着型通所介護を行
					う所(はな)全住けうのでは、では、なり、日本のでは、なり、日本のでは、	間指に断い地が地のな帯定のに別域参域るお、	:通じて1名以上配置する必要があるが,共生型地域密着型  立訓練(機能訓練)事業所,指定自立訓練(生活訓練)事業  6)において「指定生活介護事業所等」という。)に配置してい  配置する必要はなく,兼務しても差し支えない。  えば,1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置してい  こ貢献する活動は,「地域の交流の場(開放スペースや保育  加できるイベントやお祭り等の開催」,「地域のボランティアの  主民が事業所の運営への参画」,「地域住民への健康相談教と。	通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業 所,指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所 る従業者の中に,既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合に		

加算•減算名	実施	体制	加	算•減算 -	加算・減算適用要件
					【報酬告示】別表2の2 注9  厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密着型サービス第29条第6号又は第40条の12第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定地域密着型通所介護又は指定療養通所介護をを行った場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	0		加算	1日につき 5/100	【厚生労働大臣が定める地域】平21告83・二 イ 指定訪問看護ステーションの場合 ロ 病院又は診療所の場合 ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合 く平成21年厚生労働省告示83号2> 次のいずれかに該当する地域 イ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ロ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島 ハ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯  ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地 ル 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村 ハ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島 ト 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域 リ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する離島
入浴介助加算(I)	0	0	加算	(1日につき)	【報酬告示】別表2の2 注10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (※)入浴介助加算(Ⅰ)を算定している場合においては、入浴介助加算(Ⅱ)は算定しない。 【大臣基準告示】14の3 イ 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における入浴介助加算の基準
					入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 【留意事項通知】第2の3の2(8) ア ① 入浴介助加算(I)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである(大臣基準告示第14号の3)が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含むものとする。 ② 地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

加算·減算名	実施	体制	加拿	算∙減算	加算・減算	算適用要件
					[A&A]	
					Q	A
					基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定	前段については、差し支えない。後段については、「加算 II 」と記載させることとする。(「加算 II 」と記載した場合であっても、入浴介助加算(I)を算定することは可能である。)(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.8 問6)
入浴介助加算(Ⅱ)	0	0	加算	(1日につき)	【報酬告示】別表2の2 注10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる の加算は算定しない。 (※)入浴介助加算(Ⅱ)を算定している場合においては、入浴介助加	
					宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し 又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認め 居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第二条に規定す は指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス等基準第百九十四条 定福祉用具販売事業所(指定居宅サービス等基準第二百八条第一項	の他の職種の者(以下この号において「医師等」という。)が利用者の居していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所(指定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)の介護支援専門員又第一項に規定する指定福祉用具以売事業所をいう。)が利用とは指定特に規定する指定特定福祉用具販売事業所をいう。)の福祉用具専門「現に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)と連携し、福祉に言を行うこと。第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定地域・項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定地域・項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定地域・項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)、過所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第十三条にじ。)の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の話字を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪画を作成すること。

加算•減算名	実施	体制	加算·減算	加算·減算適用要件
				【留意事項通知】第2の3の2(8) イ ①ア(※入浴介助加算(I))①及び②を準用する。この場合において、ア①の「入浴介助加算(I)は、「入浴介助加算(I)に読み替えるものとする。 ② 入浴介助加算(II)は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等(以下(8)において「家族・訪問介護員等」という。)の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下a~cを実施することを評価するものである。なお、入浴介助加算(II)の算定に関係する者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により草厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a~cを実施する。a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問(個別機能訓練加算を取得するにあたつての訪問等を含む。)し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問に評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定地域密着型通所介護事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問に評価した者が、指定地域密着型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。(※)当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具して、者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の財作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の分助により光を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。b 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境整備に係る助言を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境を修定して、入浴介助を作うるより、といできるようにと、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。

加算•減算名	実施	体制	加算•減算			加算・減算	草適用要件
				[Q&	A]		
						Q	A
					1	入浴介助加算(II)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居宅」とはどのような場所が想定されるのか。	・利用者の自宅(高齢者住宅(居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。)を含む。)のほか、利用者の親族の自宅が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者にあっては、以下①~⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することとしても差し支えない。 ① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員制護員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の動作を評価する。 ② 通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備(入浴に関する福祉用具等)を備える。 ② 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状況や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。 ④ 個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。 ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。・なお、通所リハビリテーションについても同様に取り扱う。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.8 問1)
					2	入浴介助加算(II)について、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この他に評価を行うことができる者としてどのような者が想定されるか。	・ 地域包括支援センターの担当職員、福祉・住環境コーディネーター2級以上の者等が想定される。 ・ なお、通所リハビリテーションについても同様に取扱う。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.8 問2)
					3	入浴介助加算(II)については、算定にあたって利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この評価は算定開始後も定期的に行う必要があるのか。	当該利用者の身体状況や居宅の浴室の環境に変化が認められた場合に再評価や個別の入浴計画の見直しを行うこととする。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.8 問3)

加算·減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	
				利用者の入浴に係る自立を図る観点から、入浴に係る 動作のうち、利用者が自身の身体機能のみを活用し行うできる動作については、引き続き実施できるよう見守り的できる動作については、引き続き実施できるよう見守り的できる動作については、引き続き実施できるよう見守り的できるがの他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助にた身体介助を行う。なお、入浴介助加算(Ⅱ)の算定にあるで行うこととなっているが、この場合の入浴介助とは具体的にどのような介助を想定しているのか。	ことが 援助 態に応 たって になる
				入浴介助加算(II)については、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境(手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したもの)にて、入浴介助を行うこととなっているが、例えばいわゆる大浴槽に福祉用具等を設置すること等により利用者の居宅の浴室の状況に近い環境が利力では、差し支えない。(令和3年度介護報酬改定Qを対象をの対象の状況に近い環境を再現することとしても差し支えないのか。	:設置す 再現さ
				同一事業所において、入浴介助加算(I)を算定する者と 入浴介助加算(II)を算定する者が混在しても差し支えない か。また、混在しても差し支えない場合、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定 が護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定 が護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定 準、指定か護予防支援に要する費用の額の算定に関する 基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定 に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定 に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(平成12年3月8日老企第41号)に定める「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」等はどのように記載させればよいか。	も、入

加算•減算名	実施	体制	加	算∙減算	加算・減算適用要件
中重度者ケア体制加算		0	加算	45単位 (1日につき)	【報酬告示】別表2の2 注11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注7(※共生型地域密着型通所介護を行った場合)を算定している場合は、算定しない。 【大臣基準告示】51の3
					地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の五イにおいて同じ。)で二以上確保していること。
					口 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の三十以上であること。 ハ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を一名以上配置している こと。
					【留意事項通知】第2の3の2(9) ① 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サー
					ビス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。 ② 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。 ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとする。
					イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。 ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。
					④ 看護職員は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められない。 ⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。また、注15の認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに認知症加算も算定できる。 ⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。

加算•減算名	実施	体制	加算•減算			加算・減算	章適用要件
				[Q&A	J		
						Q	A
					1	指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又 は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方 法で2以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如	例えば、定員20人の通所介護、提供時間が7時間、常勤の勤務すべき時間数が週40時間の場合であって、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとる。(本来であれば、暦月で計算するが、単純化のために週で言算。)    A
						何。	① 指定基準を満たす確保すべき勤務延時間数 (例:月曜日の場合) 確保すべき勤務時間数=((利用者数-15)÷5+1)×平均提供時間数=11.2時間 ② 指定基準に加えて確保されたものと扱われる勤務時間数 (例:月曜日の場合) 指定基準に加えて確保された勤務時間数=(8+7+8)-11.2 =11.8時間 以上より、上記の体制で実施した場合には、週全体で84時間の加配時間となり、84時間÷40時間=2.1となることから、常勤換算方法で2以上確保したことになる。(平成27年介護報酬改定Q8A(平成27年4月1日)問25)
						指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を 併算定する場合、認知症介護に係る研修を修了している看 護職員1人を、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置す れば、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人 の配置でそれぞれの加算を算定できるのか。	中重度者ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することはできない。このため、認知症加算を併算定する場合は、認知症介護に係る研修を修了している者を別に配置する必要がある。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問26)
					3	認知症加算及び中重度者ケア体制加算の利用者割合の計算方法は、届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均が要件を満たせば、例えば、4月15日以前に届出がなされた場合には、5月から加算の算定が可能か。	前3月の実績により届出を行う場合においては可能である。た お、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者割合 については、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問27)
					4	指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を 併算定する場合、指定居宅サービス等基準第93条に規定 する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職 員を常勤換算方法で4以上確保する必要があるか。	事業所として、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していれば、認知症加算及び中重度者ケブ体制加算における「指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する」という要件をそれぞれの加算で満たすことになる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問28)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件
				認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて事業所に1名以上配置されていれば、加算の算定対象となる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4行っている場合でも、それぞれの単位の利用者が加算の算定対象になるのか。
				通所介護を行う時間帯を通じて1名以上の配置が求められる看護職員(中重度者ケア体制加算)、認知症介護実践者研修等の修了者(認知症加算)は、日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わっても、加算の要件の一つである「指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員(認知症介護実践者研修等の修了者)を1名以上配置していること」を満たすこととなる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問30)
				認知症加算、中重度者ケア体制加算それぞれについて、 認知症加算、中重度者ケア体制加算それぞれについて、 認知症加算、中重度者ケア体制加算それぞれについて、 認知症剤等、内質を持ちて体制加算それぞれについて、 認知症剤等の関係を利性の対象の 以上の割合における具体的な計算方法如何。  「初 利果人員数による計算(安支援者を除く)・利用変の製力(1月)+9人(2月)+9人(3月)=27人・要介護3以上の数合人(1月)+1人(2月)+8人(3月)=27人・更介護3以上の数合人(1月)+1人(2月)+8人(3月)=27人・更介護3以上の数合人(1月)+1人(2月)+8人(3月)=27人・更介護3以上の数合人(1月)+1人(2月)+8人(3月)=27人・更介護3以上の数合人(1月)+8人(2月)+8人(3月)=251人・変介護3以上の数一名(1月)+8人(2月)+8人(3月)=251人・変介護3以上の数一名(1月)+8人(2月)+8人(3月)=251人・変介護3以上の数一名(1月)+8人(2月)+8人(3月)=251人・変介護3以上の数一名(1月)+8人(2月)+8人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8及(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8及(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8及(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8及(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8及(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8及(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8及(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8を人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8と人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8と人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8と人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)+8人(2月)+8と人(3月)=251人・変介護3以上の数ー4人(1月)・8人(2月)・8と人(1月)・8人(2月)・8と人(1月)・8人(1月)・

加算•減算名	実施	体制	加算·減算		加算・減算	算適用要件 「適用要件
				8	加算算定の要件である通所介護を行う時間帯を通じて、 専従で配置する看護職員の提供時間帯中の勤務時間は、 加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数 には含めることができないということでよいか。	提供時間帯を通じて配置する看護職員は、他の職務との兼務は認められず、加算の要件である加配を行う常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。なお、加算の算定要件となる看護職員とは別に看護職員を配置している場合は、当該看護職員の勤務時間数は常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることができる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問37)
				9	重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムとはどのようなものか。	目標を通州が護計画又は別述作成9 る計画に設定し、通州が 護の提供を行う必要がある。(平成27年介護報酬改定Q&A(平  成27年4月1日)問38)
				10	通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護 の提供に当たる看護職員を1名以上配置とあるが、指定基 準の他に配置する必要があるのか。	直9る必要はない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4    月1日)問39)
				11)	サテライト事業所において加算を算定するにあたり、認知 症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つで ある専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職 員は、通所介護を行う時間帯を通じて本体事業所に1名以 上配置されていればよいか。	認知症加算・中重度者ケア体制加算は、認知症高齢者や重度 要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事 業所を評価する加算であることから、通所介護を行う時間帯を通 じてサテライト事業所に1名以上の配置がなければ、加算を算定 することはできない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年 4月30日)問1)
				(2)	個別機能訓練加算(I)イ又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。	中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る 要件は、 a 通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護 職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2 以上確保していること。 b 指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等 の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。 としており、これに照らせば、aにより配置された看護職員にあっ

加算・減算名                                加算・減算適用要件	
性活機能向上連携加算(I)	基準に掲げる区分に従い、、1月につき、(2)(※生活機いずれかの加算を算定して(2)は1月につき100単位を所と連携加算の基準条第一項に規定する指定通和二十三年法律第二百五半回表院を中心とした半径は医師(以下この号において選知症対応型通所事業のうち、地域による方。以下同じ。)の機能訓練指導員等が利用、機能訓練指導員等が利用

加算•減算名	実施	体制	加算·減算		加算•減算	算適用要件
				イ設て事のにこは口療状の定しハ及限個ニにホ・必改・そま意切へすト能生(同業状関の介個提況場地及個びり別個応個機要善理のたをな機る生訓活院)の等る合老機施川お密A機該体能機計の別能な状学家、得取能と活練能にの機の助の人能設引い着L絹利的訓能情機調を法に用けい網・能画能はの機の助の人能設引い着L絹利的訓能機計機練言を法に用けい網・能画	5つては、許可病床数が200 床未満のもの又は当該病院を中心とした。 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この(の)におし、 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この(の)におし、 能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の 言を行うこと。 「保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 「保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 「保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 「保健施設、介護療養型医療施設若している医療提供施設」とは、診療報酬に の理学療法士等は、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、 10理学療法士等は、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、 11を助理学療法、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、 12を助理学療法、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、 13を助理学療法、15を助別では、 14を助理学療法、15を助別では、 15を助別にでして、15を助別では、 15を助所の、15を助別では、 15を助別を表して、15を助別では、 15を助別を表して、15を助別を表して、 15を制練計画の作成に代えることができるものとすることができるものとは、 15を制練計画の作成に大ることができるものとなき、 15を表した。 15を表して、15を助別を表して、15を表して、 15を得た上で、必要に応じて当該利用者でとは、 15を得た上で、必要に応じて当該利用者でとは、 15を得た上で、必要に応じて当該利用者でとに、 15を得た上で、必要に応じて当該利用者でとに、 15を得た上で、必要に応じて当該利用者でとに、15を得に対するがは、個別機能訓練計画の内容は表して、15を	能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又は明していること。 明していること。 ものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同 人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適 に関するガイドライン」等を遵守すること。 保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるように 提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機 利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機
				[Q&A]		<del>-</del>
					Q	A
				1	指定通所介護事業所は、生活機能向上連携加算に係る 業務について指定訪問リハビリテーション事業所、指定通 所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契約 を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション 事業所等に支払うことになると考えてよいか。	貴見のとおりである。なお、委託料についてはそれぞれの合議により適切に設定する必要がある。(平成30年度介護報酬改定Q&A vol.1 問35)
				2	リテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事 業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設	貴見のとおりである。なお、連携先について、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の主たる担い手として想定されている200床未満の医療提供施設に原則として限っている趣旨や、リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の有効活用、地域との連携の促進の観点から、別法人からの連携の求めがあった場合には、積極的に応じるべきである。(平成30年度介護報酬改定Q&A vol.1 問36)

加算•減算名	実施	体制	加拿	算•減算		加算・洞	算適用要件				
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		加算	(1月につき) ※ 個別機能 訓練加算を算 定している場合	イについ 部との連技 (1)(※生活 として、1月	島により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個 機能向上連携加算(I))については、利用者の急性増乳  につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を列 らいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、氵	として市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、外別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、 原等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定してい 注13を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定					
					通所介記 次のには (1) 士等が、当 間(2) 個心 (3) (1)の評	がれにも適合すること。 問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション 後該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業 事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状 能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の 状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。	及び通所型サービス費における生活機能向上連携加算の基準 事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法 所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪 況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 D向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用 に一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個 見直し等を行っていること。				
					イて用活疾るロ・学を・にしい発生るのの別院別に別議議を理つ記の別院別にはま学い録が、10(※1) (※1) (※1) (※1) (※1) (※1) (※1) (※1)	展提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型通所本の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行って意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。この場合のハビリテーション料の届出を行っていくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施能訓練計画の進捗状況等の評価について乗指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者ではまでの見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うでまま、3月ごとに1回以上指定地域密着型通所介護事所した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家がとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。	いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理 なはその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況				
					[Q&A]						
						Q	A				
					1	指定通所介護事業所は、生活機能向上連携加算に係業務について指定訪問リハビリテーション事業所、指定近所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーショ事業所等に支払うことになると考えてよいか。	負見のとおりである。なお、委託料についてはそれぞれの合議 内により適切に設定する必要がある。(平成30年度介護報酬改定				
									2	生活機能向上連携加算は、同一法人の指定訪問リハと リテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設 (原則として許可病床数200床未満のものに限る。)と連する場合も算定できるものと考えてよいか。	「ている200床未満の医療提供施設に原則として限っている趣旨

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件
加昇·減昇石 個別機能訓練加算(I)イ	施 〇		加算 56単位 (1日につき)	【報酬告示】別表2の2 注13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)(※個別機能訓練加算(I)ロ)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)(※個別機能訓練加算(I))については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(I) イを算定している場合には、個別機能訓練加算(I)ロは算定しない。  【大臣基準告示】51の4 イ 地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を一名以上配置していること。 (2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。 (3) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
				(4)機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。 (5) 通所介護費等算定方法第五号の二に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件
		中山		【留意事項通知】第2の3の2(11) 個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(はり師及びきゆう師)については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(はり師及びきゆう師)については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧的の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に後事した場を有する者に限る。)(以下3の2において「理学療法士等」という。)を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画のを成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練行事員等が共同して、利用者でとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。 ① 個別機能訓練加算(1)イ、個別機能訓練加算(1)ロイ 個別機能訓練が算(1)イ、個別機能訓練が実施されなければならない。 ① 個別機能訓練加算(1)イを算定する際の人員配置専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員としての人員基準の算定に含めない。ハ 個別機能訓練加算(1) イ及び個別機能訓練加算(1) 口に係る個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同とて、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。個別機能訓練加算(1) イ及び個別機能訓練加算(1) 口に係る個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練計算日の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、AD し、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者のよっに政節的な目標とするなど可能を観り具体的かつ分かりやすい目標とすること。個別機能訓練頁目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練で項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活機能の向上に資がるよう利用者を接助すること。を創機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練項面(1) 人を確認しての対象が記述を含むのとする。 個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の可能能訓練の項目を準備し、その項目を選択した5人程度以同様能訓練が項目を準備し、その項目を準備し、その項目を準備し、その項目を準備し、その項目を準備し、その項目を準備し、その項目を準備し、その項目を準備し、その項目を準備し、その項目を準備し、その項目を準備し、その項目を推定するとは、対象に対象に対象に対象を可能が対象に対象をでは、対象に対象をでは、対象
				下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な 訓練とすること。 訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。 また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・

加算•減算名	実施	体制	加算·減算		加算•減第	算適用要件
				能しいに善当護をへ・号な・で・か・いて・個調、うまも状ま該関遵そ厚)い個い個つ個に個個省別練用)た適況、利係守の生第。別る別た別、別別略機の用に概宜)利用事で他労号、機場機場機、別機機の	効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等に 「の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の 対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等に ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能 報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対 をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変態 用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うこ 者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置 業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 ること。 動大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数 の2に規定する基準のいずれかに該当する場合は、個別機能 能訓練加算(I)イを算定している場合は個別機能訓練加算( は、個別機能訓練加算(I)イを算定することはできない。 能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていたよ は、個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)ロの目標設定・ に訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)ロの目標設定・ に対る通知において示すこととする。	能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等する個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改更など、適切な対応を行うこと。とができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等との基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)ロを算定することはできない。また個別機能訓練加算(I)ロを算定し場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなを算定することはできない。個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等につは訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに
				LGWAI		•
					Q	個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意が得られたい場合には第字できないが、原則して、光志単位の合て
				1	個別機能訓練加算について体制ありと届け出た事業所は、全ての利用者の計画を作成し、個別機能訓練を実施しなければならないのか。また、利用者全てが対象の場合は特定の曜日のみ機能訓練指導員を配置して加算をとることができないということになるのか。	れない場合には算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。また、特定の曜日のみ専従の機能訓練指導員を配置して、個別機能訓練を実施することも可能であり、その場合、当該曜日の利用者のみに加算を算定することとなるが、その場合であっても、当該曜日の利用者全員の計画を作成することが基本となる。なお、利用者の選択に資するよう、特定の曜日にのみ専従の機能訓練指導員を配置している旨について利用者にあらかじめ説明しておくことも必要である。(平成18年4月改定関係Q&A vol.1 問49)
				2	種共同で個別機能訓練計画を作成し機能訓練を実施することとなるが、利用者の中には自宅に人を入れることを極端に拒否する場合もある。入れてもらえたとしても、玄関先のみであったり、集合住宅の共用部分のみであったりということもある。このような場合に、個別機能訓練加算を取る	利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅における生活状況を確認し、個別機能訓練計画に反映させることを目的としている。このため、利用者やその家族等との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、通所介護事業所の従業者におかれては、居宅訪問の趣旨を利用者及びその家族等に対して十分に説明し、趣旨をご理解していただく必要がある。(平成27年度介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問42)

加算・減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減第	算適用要件
				3	利用契約を結んではいないが、利用見込みがある者について、利用契約前に居宅訪問を行い利用者の在宅生活の状況確認を行い、利用契約に至った場合、個別機能訓練加算の算定要件を満たすことになるか。	利用契約前に居宅訪問を行った場合についても、個別機能訓練加算の居宅訪問の要件を満たすこととなる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問43)
				4	居宅を訪問するのは、利用者宅へ送迎をした後そのまま 職員が残り、生活状況を確認することでも認められるか。	認められる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問45)
				(5)	の訪問者は同一人物でなくてもよいか。さらに、居宅を訪問 する者が毎回変わってしまってもよいのか。	このため、個別機能訓練計画作成に関わる職員であれば、職種に関わらず計画作成や居宅訪問を行うことができるため、機能訓練指導員以外がこれらを行っても差し支えない。
				6	ある利用者が通所介護と短期入所生活介護を利用している場合、それぞれの事業所が個別機能訓練加算を算定するには、居宅訪問は別々に行う必要があるか。	通所介護と短期入所生活介護を組み合わせて利用している者に対し、同一の機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成しており、一方の事業所で行った居宅訪問の結果に基づき一体的に個別機能訓練計画を作成する場合は、居宅訪問を別々に行う必要はない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月30日)問4)
				7	はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる 要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看 護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格 を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機 能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日 数や実務内容に規定はあるのか。	要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要となる。(平成30年度介護報酬改定Q&A vol.1 問32)
				8	はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有することをどのように確認するのか。	例えば、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば、確認として十分である。(平成30年度介護報酬改定Q&A vol.1 問33)
				9	員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置するこ	個別機能訓練加算(I)イに係る機能訓練指導員については、 具体的な配置時間の定めはないが、当該機能訓練指導員は個 別機能訓練計画の策定に主体的に関与するとともに、利用者に 対し個別機能訓練を直接実施したり、実施後の効果等を評価し たりする必要があることから、計画策定に要する時間、訓練時 間、効果を評価する時間等を踏まえて配置すること。なお、当該 機能訓練指導員は専従で配置することが必要であるが、常勤・ 非常勤の別は問わない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問48)

加算•減算名	実施	体制	加算・減算		加算•減算	<b>車適用要件</b>
				100	こととなっているが、専ら機能訓練指導員の職務に従事す	差し支えない。ただし、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置しているのみの場合と、これに加えて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置している場合では、個別機能訓練の実施体制に差が生じるものであることから、営業日ごとの理学療法士等の配置体制について、利用者にあらかじめ説明しておく必要がある。(令和3年度介護報酬改定Q&Avol.3 問50)
				11)	個別機能訓練加算(I)イ及び口においては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行うこととなっているが、利用者の居宅を訪問している時間については、人員配置基準上、確保すべき勤務延時間数に含めることとしてもよいか。	・機能訓練指導員については、個別機能訓練加算(I)口の場合のみ、サービス提供時間帯を通じて専従での配置を求めているが、利用者の居宅を訪問している時間については、個別機能訓練の実施に支障がない範囲においては、配置されているものとみなして差し支えない。(なお、個別機能訓練加算(I)イについては、配置時間の定めはない。)・生活相談員については、個別機能訓練加算にかかるものか否かを問わず、「利用者宅を訪問し、在宅での生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」は確保すべき勤務延時間数に含めることができることとなっている。・なお、介護職員については、利用者の居宅を訪問している時間については、確保すべき勤務延時間数に含めることができず、看護職員については、利用者の居宅を訪問する看護職員とは別に看護職員が確保されていない場合においては、利用者の居宅を訪問する看護職員は、利用者の居宅を訪問している時間帯を通じて同加算を算定する事業所と密接かつ適切な連携を図る必要がある。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問51)
				12)	個別機能訓練加算(I)イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することとなっている。また個別機能訓練加算(I)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、これらの理学療法士等は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により確保することとしてもよいか。	個別機能訓練加算(I)イ及び口については、いずれの場合も、 当該加算を算定する事業所に理学療法士等を配置する必要が あることから、事業所以外の機関との連携により確保することは 認められない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問52)
				(13)	第一号通所事業と一体的に運営される通所介護において、個別機能訓練加算(I)イ又は口を算定するために配置された機能訓練指導員が、第一号通所事業の運動器機能向上加算を算定するために配置された機能訓練指導員を兼務できるのか	通所介護の個別機能訓練の提供及び第一号通所事業の運動器機能向上サービスの提供、それぞれに支障のない範囲で兼務することが可能である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3問54)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件	
				・機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業所)とに1以上とおれている。この基準により配置された機能訓練指導員が「事ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合は、個別機能訓練加算(1)の質定要件や個別機能訓練加算(1)の可算定要件や個別機能訓練加算(1)の可算定要件や個別機能訓練加算(1)の可算定要件や個別機能訓練加算(1)の可算定要件や個別機能訓練加算(1)の可算定要件の一つである「事ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等である場合に表した。この主意とした。この主意とは、配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等であって「サービス提供時間帯を通じて記置されている場合にあっては個別機能訓練加算(1)の写定要件である「事ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等であって「サービス提供時間帯通じて1名以上配置と満たするとりとなる、「機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等とサービス提供時間帯通じて1名以上配置と満たする以上なる。「機能訓練指導員の職務に従事する場合は、機能訓練指導員の配置を進生により配置された機能訓練指導員の配置を単なまます。この職務に従事する理学療法士等「である場合」「一個別機能訓練加算(1)/を取得する場合は、機能訓練指導員の配置において配置が養務づけられている機能訓練指導員の配置された機能訓練指導員の配置するとなる、同加算の人員配置に係る要件を満たする理学療法士等「を場合し、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法等の職務に従事する理学療法士等「であって、サービス提供時間帯を通じて配置された機能訓練指導員の服務に従事する理学療法士等「であって、サービス提供時間帯を通じを配置された機能訓練指導員の配置とれ、機能訓練指導員の配置とれ、機能訓練指導員の配置とれ、機能訓練指導員の配置とれ、機能訓練指導員の配置と機能訓練指導員の配置され、機能訓練指導員の配置を通りの配置とれ、規能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の配置され、規能訓練指導員の配置とれ、「同別なの人員配置に係る要件を満たすとが可能である。「一個別機能訓練加算(1)/を取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の配置された機能訓練指導員の配置と上は、「同加算の人員配置に係る要件を満たすととが可能である。「一個別機能訓練加算(1)/を取得する場合は、機能訓練指導員の配置と本は、「同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。(令和3年度が議法等であるこれに加えて「専ら機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導」の配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導」の配置された概能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導」(1)/を取得する場合に、「申ら機能訓練指導」(1)/を取得する場合に、機能訓練指導員が、「申ら機能訓練指導」(1)/を取得する場合に、「申ら機能訓練指導」(1)/を取得する場合に、機能訓練指導」(1)/を取得する場合に、「申ら機能訓練指導」(1)/を取得する場合に、「申ら機能訓練指導」(1)/を取得する場合に、「申ら機能訓練指導」(1)/を取得する場合に、「申には、1)・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・	

加算·減算名	実施	体制	加算・減算		加算•減算適用要件
				( <u>15</u>	①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所 (定員が11名以上である事業所に限る)における取扱い この場合、看護職員の配置。基準は、指定通所介護(指定地域密 着型通所介護)の単位だに、専ら当該指定通所介護(地域密 着型通所介護)の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められており、配置時間 に関する規定はないことから。看護職員としての業務に従事していない時間帯に表いて、個別機能訓練加算(I)イの算定要件や 個別機能訓練加算(I)イの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務すること は差し支えない。 ②指定地域密着型通所介護の配置基準は介護職員と一体のものとして 定められており、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、指定 地域密着型通所介護(制力・指定地域密 者型通所介護(制力・指定地域密 者型通所介護(制力・指定地域密 者型通所介護(制力・指定地域密 者型通所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置 が義務づけられている看護職員がこれを兼ねることは可能 か。 ・ 電標職員がこれを兼ねることは可能 か。 この配置基準な看護職員により満たしている時間帯に、あっる 主を「養護職員としての業務と増している時間帯にあっても、看護職員としての業務に対して、個別機能訓練加算(I)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練加算(I)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として動務している時間をはいる時間帯に続いて、個別機能訓練加算(I)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務にに従事する理学療法士等」として動務でしては、音護職員としての業務であることは差し支えない。(「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として動務では、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法をしての業務のいずれも行う職員が、本来の業務である利用者の健康管理や観点に従事する理学療法士等としての業務のいずれも行う職員が、本来の業務である利用者の健康管理や観点に従事する理学療法士等としての業務をいずれも行う職員が、本来の業務である利用者の健康管理や観定を行いつつ、個別機能訓練加算(I) / 又は口の要求を行いつつ、個別機能訓練加算(I) / 又は口の要求を行いつつ、個別機能訓練加算(I) / 又は口の要求を行いつつ、個別機能訓練加算(I) / 又は口の要求を行いつの、個別機能訓練加算(I) / 又は口の要求を行いつの、個別機能訓練加算(I) / 又は口の要求を行いつの、個別機能訓練加算(I) / 又は口の要求を行いつの、個別機能訓練加算(I) / 又は口の要求を行いのの、個別機能訓練加算(I) / 又は口の動物時間数に含めない。) なび、一定の機能記述を対している。 本述は の 表述を の

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算•減算適用要件
				問45(看護職員と機能訓練指導員の兼務)、問55(機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員が専ら機能訓練加算(I)イ又は口の算定)、問56(看護職員が専ら機能訓練加算(I)イ又は口の算定)に表れば、以下のとおりの解釈となる。 (看護職員が下のとおりの解釈となる。 (1)指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が11名以上である事業所に限る)における取扱い看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法土等を配置する必要があるが、通所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法土等を配置が義務づけられている精護職員が10名以下である事業所に限るにおける取扱い看護職員ない機能訓練指導員の職務に従事する理学療法土等表として勤務することは差し支えない。 (全国を発表を表しての業務には事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い看護職員により満た。 (2)指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い看護職員により満た。 (2)指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法土等として勤務するとは差し支えない。(配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法土等として勤務するとは差し支えない。(配置が義務づけられている機能訓練指導員ので表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表
				・管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと(ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事することができる。)とされている。 (一方で、個別機能訓練加算(I)) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (7) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減第	減算適用要件	
				18	個別機能訓練加算(I)イ又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置	中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、 a 通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 b 指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。 としており、これに照らせば、aにより配置された看護職員にあっては、中重度者ケア体制加算の算定に係る看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(I)イの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。bにより配置された看護職員は、「指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら通所介護等の提供に当たる看護職員」である必要があることから、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。(令和3年度介護報酬改定Q&Ayol.3間59)	
				19	諸に関すては、利用者の居宅を訪问し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行うこととなっているが、通所介護等事業所において、長期にわたり、いわゆる「宿泊サービス」を利用している利用者に関しては、どのように対応すればよいか。	個別機能訓練加算(I)イ及び口は、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すために設けているものである。このため、いわゆる「宿泊サービス」を長期にわたって利用しており、居宅で生活していない利用者に対して、同加算を算定することは基本的には想定されないが、例えば、今後宿泊サービスの利用を終了し居宅での生活を再開する予定である利用者について、利用者とともに居宅を訪問し、居宅での生活にあたっての意向等を確認した上で、居宅での生活再開に向けた個別機能訓練を実施する等の場合にあっては、同加算の算定も想定されうるものである。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問60)	
				20	する基準、指定介護予防サービスに要する質用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の	曜日によって個別機能訓練加算(I)イと口のいずれを算定するかが異なる事業所にあっては、「加算I口」と記載させることとする。(「加算I口」と記載した場合であっても、個別機能訓練加算(I)イの算定に必要な人員配置要件のみを満たしている曜日においては、個別機能訓練加算(I)イを算定することは可能である。)(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問61)	

加算·減算名	実施。	加算・減算		加算・減算適用要件		
			2	令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I)や個別機能訓練加算(I)を算定している利用者についても、個別機能訓練加算(I)イ又は口を算定するにあたり、再度、利用者の居宅での生活状況の確認等を行い、多職種協働で個別機能訓練計画を作成する必要があるのか。	令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I)や個別機能訓練加算(I)と個別機能訓練加算(I)イ又は口では、加算創設の目的が異なることから、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I)を算定していた利用者については、個別機能訓練加算(I)イ又は口が目的とする「生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けること」を達成するため、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)を参照し、個別機能訓練計画の見直しを行う必要がある。なお、見直しにあたっては、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I)や個別機能訓練加算(I)算定時のモニタリング等により、直近の利用者の居宅での生活状況が把握できている場合は、必ずしも利用者の居宅を訪問する必要はない。(令和3年度介護報酬改定Q&Avol.3間62)	
			2	個別機能訓練加算(I)イ及び口においては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することとなっているが、どのくらいの種類の訓練項目を準備しておくことが必要なのか。	複数の種類の訓練項目を設けることの目的は、機能訓練指導	
			Œ	個別機能訓練加算(I)イ及び口においては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することとなっているが、類似する訓練項目を準備した場合でも、複数の種類の訓練項目と認められるのか。	類似する訓練項目であっても、利用者によって、当該訓練項目を実施することで達成すべき目標が異なる場合もあることから、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が増大することが見込まれる限り、準備された訓練項目が類似していることをもって、同加算の算定要件を満たさないものとはならない。こうした場合、当該事業所の機能訓練に対する取組み及びサービス提供の実態等を総合的に勘案して判断されるものである。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問64)	
			Q	個別機能訓練加算(I)イ及び口に係る個別機能訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定することとなっているが、具体的な目安はあるのか。	1回あたりの訓練時間は、利用者のニーズや心身の状態等を踏まえて設定された個別機能訓練計画の目標等を勘案し、必要な時間数を確保するものである。例えば「自宅でご飯を食べたい」という目標を設定した場合の訓練内容は、配膳等の準備、箸(スプーン、フォーク)使い、下膳等の後始末等の食事に関する一連の行為の全部又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。これらの訓練内容を踏まえて利用日当日の訓練時間を適正に設定するものであり、訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくない。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問65)	

加算·減算名	実施	体制	加算·減算	加算・減算適用要件
個別機能訓練加算(I)口	0		加算 85単位 (1日につき)	【報酬告示】別表2の2 注13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)(※個別機能訓練加算(Ⅰ)イ)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)(※個別機能訓練加算(Ⅱ))については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(Ⅰ)ロは算定しない。
				【大臣基準告示】51の4 ロ 地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(※個別機能訓練加算(I)イ)(1)で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定 地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて一名以上配置していること。 (2) イ(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにもに適合すること。
				【留意事項通知】第2の3の2(11) 個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の、はり師及びきゅう師(こいては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の 資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下3の2)において「理学療法士等という。)を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居もの環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能(身体機能を含む。以下(11)において同じ。)の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものである。 本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。 個別機能訓練加算(1)口を算定する際の人員配置 ・ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行うことの場合に対して、20個別機能訓練加算(1)口を算定する際の人員配置 ・ら機能訓練担導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば、週間のうち特定の曜日だけ、車ら機能訓練を実施する理学療法・等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて名以上配置すること。この場合において、例えば、週間のうち特定の曜日だけ、車ら機能訓練を実施する理学療法・等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けてい利者のみが当該加算の勇定対象となる。ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者の居を介護を行う時間帯を通じている必要がある。なお、指定地域密着型通所介護事業所の名能観賞が算に係る機能測集相導のの影が直接を行う時間帯を通じている必要がある。なお、指定地域密着型通所介護事業所の名態観点が当まかから直接訓練の理に多ながありまかまの実施する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所の名態観点が当時間が関連の事での意見の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所の活態観点が当時間、訓練が再に移る機能削練指導員等が共同して、利用者の名ののは、対しなの個別機能訓練和算の分とでの差には、規制制練を行うにあたっては、機能訓練指連員等が具用者の思なのでは、機能訓練指連員を強力を必要にあたっては、機能訓練計画の作成に「最近にないの治とうとの影響が関連を確認し、その結果や利用者の生をでの生活状況、起居動作、ADL、1ADL等の状況を確認し、その編目標の対応を確認し、その結果や利用者をとは動物が重要を持ていた。機能訓練計画を作成すること。その目標を持ちのといるが関連を構造したの、例機能訓練計画を作成すること。その制機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活意があるように対なが関連を構造したの表が表が表が表が表が表がある。  「他院の情報を表が表するとの情報を表するとの意味を行るといると、対域を対し、との情報を表が表述されているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい

加算・減算名	実施	体制	加算·減算		加算•減算	算適用要件		
				能しいに善当なへ・号い・て個訓利。た適況に利扱の生り。個い別練用に概宜のでは、利扱の生りの個いる機のでは、概定の対象をは、概定の対象をは、概定の対象をは、概定の対象をは、概定の対象をは、では、対象の対象をは、対象をは、対象の対象をは、対象をは、対象の対象をは、対象をは、対象の対象をは、対象の対象をは、対象の対象をは、対象の対象をは、対象の対象をは、対象の対象をは、対象の対象をは、対象の対象をは、対象の対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、	効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等に の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の 対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等に ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機 報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対 をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変態 用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うこ 者等の同意を得なければならないこと。なお、個人情報保護 のためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全 動大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数 に規定する基準のいずれかに該当する場合は、個別機能訓 能訓練加算(I)イを算定している場合は個別機能訓練加算( 合は、個別機能訓練加算(I)イを算定することはできない。	能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等する個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改更など、適切な対応を行うこと。とができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 改の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27  練加算(Ⅰ)イ及び個別機能訓練加算(Ⅰ)ロを算定することはできなⅠ)ロを算定することはできなⅠ)ロを算定することはできなⅠ)		
				・個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)中を算定することはできない。 ・個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)中の目標設定・個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については、別に定める通知において示すこととする。 ・個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。				
				省略(以 https://	<b>能訓練加算等解釈通知】</b> 下URLを参照のこと。) www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_000	34.html		
				[Q&A]				
				①	Q 個別機能訓練加算について体制ありと届け出た事業所は、全ての利用者の計画を作成し、個別機能訓練を実施しなければならないのか。また、利用者全てが対象の場合は特定の曜日のみ機能訓練指導員を配置して加算をとることができないということになるのか。	A 個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。また、特定の曜日のみ専従の機能訓練指導員を配置して、個別機能訓練を実施することも可能であり、その場合、当該曜日の利用者のみに加算を算定することとなるが、その場合であっても、当該曜日の利用者全員の計画を作成することが基本となる。なお、利用者の選択に資するよう、特定の曜日にのみ専従の機能訓練指導員を配置している旨について利用者にあらかじめ説明しておくことも必要である。(平成18年4月改定関係Q&A vol.1 問49)		
				2		利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅における生活状況を確認し、個別機能訓練計画に反映させることを目的としている。このため、利用者やその家族等との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、通所介護事業所の従業者におかれては、居宅訪問の趣旨を利用者及びその家族等に対して十分に説明し、趣旨をご理解していただく必要がある。(平成27年度介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問42)		

加算·減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減算	草適用要件
				3	利用契約を結んではいないが、利用見込みがある者について、利用契約前に居宅訪問を行い利用者の在宅生活の 状況確認を行い、利用契約に至った場合、個別機能訓練 加算の算定要件を満たすことになるか。	利用契約前に居宅訪問を行った場合についても、個別機能訓練加算の居宅訪問の要件を満たすこととなる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問43)
				4	居宅を訪問するのは、利用者宅へ送迎をした後そのまま 職員が残り、生活状況を確認することでも認められるか。	認められる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問45)
				5	個別機能訓練計画の作成及び居宅での生活状況の確認について、「その他の職種の者」は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員又は生活相談員以外に、どんな職種を想定しているのか。また、個別機能訓練計画作成者と居宅の訪問者は同一人物でなくてもよいか。さらに、居宅を訪問する者が毎回変わってしまってもよいのか。	このため、個別機能訓練計画作成に関わる職員であれば、職種に関わらず計画作成や居宅訪問を行うことができるため、機能訓練指導員以外がこれらを行っても差し支えない。
					ある利用者が通所介護と短期入所生活介護を利用している場合、それぞれの事業所が個別機能訓練加算を算定するには、居宅訪問は別々に行う必要があるか。	通所介護と短期入所生活介護を組み合わせて利用している者に対し、同一の機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成しており、一方の事業所で行った居宅訪問の結果に基づき一体的に個別機能訓練計画を作成する場合は、居宅訪問を別々に行う必要はない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月30日)問4)
				7	はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。	要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要となる。(平成30年度介護報酬改定Q&A vol.1 問32)
				8	はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有することをどのように確認するのか。	例えば、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば、確認として十分である。(平成30年度介護報酬改定Q&A vol.1 問33)
				9	個別機能訓練加算(I)ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているため、合計で2名以上の理学療法士等を配置する必要があるということか。	貴見のとおり。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問49)
				10	こととなっているが、専ら機能訓練指導員の職務に従事す	差し支えない。ただし、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置しているのみの場合と、これに加えて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置している場合では、個別機能訓練の実施体制に差が生じるものであることから、営業日ごとの理学療法士等の配置体制について、利用者にあらかじめ説明しておく必要がある。(令和3年度介護報酬改定Q&Avol.3 問50)

加算・減算名	実施	体制	加算•減算		加算・減算	算適用要件
				1	個別機能訓練加算(I)イ及び口においては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行うこととなっているが、利用者の居宅を訪問している時間については、人員配置基準上、確保すべき勤務延時間数に含めることとしてもよいか。	・機能訓練指導員については、個別機能訓練加算(I)口の場合のみ、サービス提供時間帯を通じて専従での配置を求めているが、利用者の居宅を訪問している時間については、個別機能訓練の実施に支障がない範囲においては、配置されているものとみなして差し支えない。(なお、個別機能訓練加算(I)イについては、配置時間の定めはない。)・生活相談員については、個別機能訓練加算にかかるものか否かを問わず、「利用者宅を訪問し、在宅での生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」は確保すべき勤務延時間数に含めることができることとなっている。・なお、介護職員については、利用者の居宅を訪問している時間については、確保すべき勤務延時間数に含めることができず、看護職員については、利用者の居宅を訪問する看護職員とは別に看護職員が確保されていない場合においては、利用者の居宅を訪問する看護職員とは別に看護職員が確保されていない場合においては、利用者の居宅を訪問する看護職員とは別に看護職員が確保されていない場合においては、利用者の居宅を訪問する看護職員とは別に看護職員が確保されていない場合においては、利用者の居宅を訪問する看護職員は、利用者の居宅を訪問する看護職員は、利用者の居宅を訪問する看護職員は、利用者の居宅を訪問する看護職員とは別に看護職員が確保されていない場合においては、利用者の居宅を訪問する看護職員については、利用者の居宅を訪問する看護職員は、利用者の居宅を訪問する手護職員ないる。
				120	個別機能訓練加算(I)イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することとなっている。また個別機能訓練加算(I)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、これらの理学療法士等は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により確保することとしてもよいか。	個別機能訓練加算(I)イ及び口については、いずれの場合も、 当該加算を算定する事業所に理学療法士等を配置する必要が あることから、事業所以外の機関との連携により確保することは 認められない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問52)
				(13)	個別機能訓練加算(I)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、個別機能訓練加算(I)口は、この要件に基づき、合計で2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者に対してのみ算定することができるのか。	貴見のとおり。例えばサービス提供時間が9時から17時である通所介護等事業所において、 - 9時から12時:専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置 - 9時から17時:専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置した場合、9時から12時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者に対してのみ、個別機能訓練加算(I)口を算定することができる。(12時以降17時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者については、個別機能訓練加算(I)イを算定することができる。)(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問53)
				14)	第一号通所事業と一体的に運営される通所介護において、個別機能訓練加算(I)イ又は口を算定するために配置された機能訓練指導員が、第一号通所事業の運動器機能向上加算を算定するために配置された機能訓練指導員を兼務できるのか	通所介護の個別機能訓練の提供及び第一号通所事業の運動器機能向上サービスの提供、それぞれに支障のない範囲で兼務することが可能である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3問54)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算·減算適用要件
				・機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業所)では「以上とされている。この基準により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合は、側別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合は、側別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合は、側別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等になる場合は、便力を設定した。この主要により配置されて機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等になる「中一と工程機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等である「中一と大理機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等である「中で基度表にいることから、現体的には以下(①②のとおりとなる、(①機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等とサービス提供時間帯通じて14年以上で企業と表にいって、20ため、具体的には以下(①②のとおりとなる、(①機能訓練指導員の配置を満てするという配置された機能訓練指導員の配置と基準はより配置された機能訓練指導員の配置と基準はより配置された機能訓練指導員の配置に表して、20大量の職務に従事する理学療法士等である場合は、機能訓練指導員の配置と基準により配置された機能訓練指導員ので、同加算の人自配置に係る要件を満たすことが可能である。 一個別機能訓練加算に対したの工作機能訓練指導員の配置、基準により配置された機能訓練指導員の配置、基準により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等である。 一個別機能訓練加算に対しても、機能訓練指導員の配置、基準により配置された機能訓練指導員の配置、基準により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等があることな、同か、自己に加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。 (②機能訓練指導員の配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等)であることな、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。 「個別機能訓練加算(1)()を取得する場合は、機能訓練指導員の配置 基準により配置された機能訓練推選等員の配置 基準により配置された機能訓練指導員の配置 基準により配置された機能訓練指導員の配置 基準により配置された機能訓練指導員の配置 基準により配置された機能訓練指導員の配置 基準により配置された機能訓練指導員の配置 基準により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等)であることな、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。 「個別機能訓練加算(1)())())())() 一般能訓練指導員の配置 基準により配置された機能訓練指導員の配置 基準により配置された機能訓練指導員の配置 基準により配置された機能訓練指導員の配置 基準により配置された機能訓練指導員の配置 基準により記載を記載を持定するとから、これに加定である。(令和30人権訓練指導員の配置 基準により記述された機能訓練指導員の配置 基準により記述された機能訓練指導員の配置 基準により記述された機能訓練指導員の配置 基準により記述された機能訓練指導員の配置 基準により記述された機能訓練指導員の配置 基準により記述された機能訓練指導員の配置 基準により記述された機能訓練指導員の配置 基準により記述されていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい

加算·減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
				(定員が11名以上であ事業所に限分)における取扱い この場合、看護職員の配置基準は、指定通所介護(指定地域密 着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密 着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密 着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密 着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密 者型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密 者型通所介護の必要と認められる数を置くべきと定められており、配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(1)口の算定要件や一つである「専ら機能訓練加算(1)口の算定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)口の算定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)日の第定と要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)日の第合、看護職員の配置基準は介護職員と一体のものとして定めれており、指定地域密着型通所介護の提供に当たる時間帯に、専ら指定地域密 権型通所介護の提供に当たる時間帯に、専ら指定地域密 着型通所介護の提供に当たる時間帯に、専ら指定地域密 者型通所介護の提供に当たる静間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきとされている。この配置基準を看護職員により満たしている事業所にあっても、看護職員としての素務に従事けている事業所にあっても、看護職員としての素務に従事けていない時間帯において、個別機能訓練加算(1)日の算定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)ロの第定学療法士等」として動務でることは差し支えない。(「専ら機能訓練加算(1)」の第定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)」の第定要件の一つである「東心・大き、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表

加算·減算名	実施	体制	加算·減算		加算・減算	道周要件
				練指 ① があ が義	別機能訓練加算(I)イ又は口においては、専ら機能訓 音導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要 らるが、通所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置 養務づけられている看護職員かつ機能訓練指導員であ がこれを兼ねることは可能か。	問45(看護職員と機能訓練指導員の兼務)、問55(機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(I)イ又は口の算定)に看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(I)イ又は口の算定)によれば、以下のとおりの解釈となる。 ①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が11名以上である事業所に限る)における取扱い看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練加算(I)口の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。 ②指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い看護職員又は介護職員に係る配置基準を、看護職員により満たしている事業所にあっては、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。(配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務することは差し支えない。(配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。)(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問57)
				練指 (18) があ 所に	時員の職務に使事する理学療法工等を配直する必要 あるが、指定通所介護(指定地域密着型通所介護)事業 に配置が義務づけられている管理者がこれを兼ねること	・管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと(ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)とされている。・一方で、個別機能訓練加算(I)イ又は口における人員配置基準は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置することを求めるものであることから、指定通所介護等事業所に配置が義務づけられている管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることにより、同基準を満たすことはできないものである。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問58)

加算・減算名	実施	体制	加算·減算		加算・減算	算適用要件 「適用要件
				19 <b>練</b> が	個別機能訓練加算(I)イ又は口においては、専ら機能訓 東指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要 「あるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置 「必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。	中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、a 通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。b 指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。としており、これに照らせば、aにより配置された看護職員にあっては、中重度者ケア体制加算の算定に係る看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(I)イの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。bにより配置された看護職員は、「指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら通所介護等の提供に当たる看護職員」である必要があることから、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。(令和3年度介護報酬改定Q&Avol.3 問59)
				線 20 が 「社	は、回とではなりない。からない、利用者の店宅を訪らし、利用者の店宅での生活状況の確認等を行うこととなっているが、通所介護等事業所において、長期にわたり、いわゆる宿泊サービス」を利用している利用者に関しては、どのよい対応すればよいか。	個別機能訓練加算(I)イ及び口は、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すために設けているものである。このため、いわゆる「宿泊サービス」を長期にわたって利用しており、居宅で生活していない利用者に対して、同加算を算定することは基本的には想定されないが、例えば、今後宿泊サービスの利用を終了し居宅での生活を再開する予定である利用者について、利用者とともに居宅を訪問し、居宅での生活にあたっての意向等を確認した上で、居宅での生活再開に向けた個別機能訓練を実施する等の場合にあっては、同加算の算定も想定されうるものである。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間60)
				のに練ると月準基す定算用防にけめサ	る基準、指定が護予防サービスに多りる貨用の額の算 Eに関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の E実に関する基準、指定か域物差刑サービスに要する费	曜日によって個別機能訓練加算(I)イと口のいずれを算定するかが異なる事業所にあっては、「加算I口」と記載させることとする。(「加算I口」と記載した場合であっても、個別機能訓練加算(I)イの算定に必要な人員配置要件のみを満たしている曜日においては、個別機能訓練加算(I)イを算定することは可能である。)(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問61)

加算•減算名	実施	体制	加拿	算∙減算			加算•減第	草適用要件
						_	令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算 (I)や個別機能訓練加算(I)を算定している利用者についても、個別機能訓練加算(I)イ又は口を算定するにあたり、再度、利用者の居とはませばませばませんではよるので、	〒和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加昇(I)や個別機能訓練加算(I)と個別機能訓練加算(I)イ又は口では、加算創設の目的が異なることから、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I)を算定していた利用者については、個別機能訓練加算(I)イ又は口が目的とする「生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けること」を達成するため、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)を参照し、個別機能訓練計画の見直しを行う必要がある。なお、見直しにあたっては、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I)や個別機能訓練加算(I)算定時のモニタリング等により、直近の利用者の居宅での生活状況が把握できている場合は、必ずしも利用者の居宅を訪問する必要はない。(令和3年度介護報酬改定Q&A
						23		複数の種類の訓練項目を設けることの目的は、機能訓練指導員その他の職員から助言等を受けながら、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が増大することである。よって、仮に訓練項目の種類が少なくても、目的に沿った効果が期待できるときは、同加算の算定要件を満たすものである。(令和3年度介護報酬改定Q&Avol.3 問63)
						24)	個別機能訓練加算(1) 7人及び口においては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することとなっているが、類似する訓練項目を準備した場合でも、複数の種類の訓練項目と認められるのか。	類似する訓練項目であっても、利用者によって、当該訓練項目を実施することで達成すべき目標が異なる場合もあることから、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が増大することが見込まれる限り、準備された訓練項目が類似していることをもって、同加算の算定要件を満たさないものとはならない。こうした場合、当該事業所の機能訓練に対する取組み及びサービス提供の実態等を総合的に勘案して判断されるものである。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問64)
							個別機能訓練加算(I)イ及び口に係る個別機能訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定することとなっているが、具体的な目安はあるのか。	1回あたりの訓練時間は、利用者のニーズや心身の状態等を踏まえて設定された個別機能訓練計画の目標等を勘案し、必要な時間数を確保するものである。例えば「自宅でご飯を食べたい」という目標を設定した場合の訓練内容は、配膳等の準備、箸(スプーン、フォーク)使い、下膳等の後始末等の食事に関する一連の行為の全部又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。これらの訓練内容を踏まえて利用日当日の訓練時間を適正に設定するものであり、訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくない。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問65)
個別機能訓練加算(Ⅱ)	0		加算	20単位 (1月につき)	イに機能:	つい 訓練を		して市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、 なび(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月に

加算·減算名	実施	体制	加算·減算	加算・減算	<b>」適用要件</b>
				【大臣基準告示】51の4 ハ 地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(5)まで又は口(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにもに (2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省 適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	適合すること。 に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の
				個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士、作業療師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指法士等」という。)を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごと当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓総②個別機能訓練加算(II)厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システムいう。)を用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等につしえ方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月1サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバッ(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する	高語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の 高導に従事した経験を有する者に限る。)(以下3の2において「理学療 に心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、 (身体機能を含む。以下(II)において同じ。)の維持・向上を図り、住み 高すため設けられたものである。 東計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。 (Long-term care Information system For Evidence)」(以下「LIFE」と いては、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考 6 日老老発0316 第4号)を参照されたい。 少ク情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成 シ評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善 管理を行うこと。
				【個別機能訓練加算等解釈通知】 省略(以下URLを参照のこと。) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_0003	34.html
				[Q&A]	
				Q	A
				個別機能訓練加算について体制ありと届け出た事業所は、全ての利用者の計画を作成し、個別機能訓練を実施しなければならないのか。また、利用者全てが対象の場合は特定の曜日のみ機能訓練指導員を配置して加算をとることができないということになるのか。	個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。また、特定の曜日のみ専従の機能訓練指導員を配置して、個別機能訓練を実施することも可能であり、その場合、当該曜日の利用者のみに加算を算定することとなるが、その場合であっても、当該曜日の利用者全員の計画を作成することが基本となる。なお、利用者の選択に資するよう、特定の曜日にのみ専従の機能訓練指導員を配置している旨について利用者にあらかじめ説明しておくことも必要である。(平成18年4月改定関係Q&A vol.1 問49)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算·減算適用要件
				② 通所介護の個別機能訓練加算について、利用者の居宅を訪問し、利用者の在宅生活の状況を確認した上で、多職種共同で個別機能訓練計画を作成し機能訓練を実施することを目的としている。このため、利用者やその家族等にとなるが、利用者の中には自宅に人を入れることを極端に拒否する場合もある。入れてもらえたとしても、玄関先のみであったり、集合住宅の共用部分のみであったりといっこともある。このような場合に、個別機能訓練加算を取るためにはどのような対応が必要となるのか。 利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅における生活状況を確認し、個別機能訓練計画に反映させることを目的としている。このため、利用者やその家族等との間の信頼関係の表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表
				到 利用契約を結んではいないが、利用見込みがある者について、利用契約前に居宅訪問を行った場合についても、個別機能訓がて、利用契約前に居宅訪問を行い利用者の在宅生活の状況確認を行い、利用契約に至った場合、個別機能訓練加算の居宅訪問の要件を満たすこととなる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問43)
				④ 居宅を訪問するのは、利用者宅へ送迎をした後そのまま 認められる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1 日)問45)
				個別機能訓練計画の作成及び居宅での生活状況の確認について、「その他の職種の者」は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員又は生活相談員以外に、どんな職種を想定しているのか。また、個別機能訓練計画作成者と居宅の訪問者は同一人物でなくてもよいか。さらに、居宅を訪問する者が毎回変わってしまってもよいのか。
				⑥ ある利用者が通所介護と短期入所生活介護を利用している者に対し、同一の機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成いる場合、それぞれの事業所が個別機能訓練加算を算定するには、居宅訪問は別々に行う必要があるか。 通所介護と短期入所生活介護を組み合わせて利用している者に対し、同一の機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成しており、一方の事業所で行った居宅訪問の結果に基づき一体的に個別機能訓練計画を作成する場合は、居宅訪問を別々に行う必要はない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月30日)問4)
				はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。 要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要となる。(平成30年度介護報酬改定Q&A vol.1 問32)
				(まり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した予護報酬改定Q&A vol.1 問33)に従事した経験を有することをどのように確認するのか。
				個別機能訓練加算(I)口においては、専ら機能訓練指導 員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているため、合計で2名以上の理学療法士等を配置する必要があるということか。

加算·減算名	実施	体制	加算•減算		加算・減算	算適用要件 運動用要件
				10	とに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名しか確保できない日がある場合、当該日は個別機能訓練加算(I)口に代えて個別機能訓練加	差し支えない。ただし、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置しているのみの場合と、これに加えて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置している場合では、個別機能訓練の実施体制に差が生じるものであることから、営業日ごとの理学療法士等の配置体制について、利用者にあらかじめ説明しておく必要がある。(令和3年度介護報酬改定Q&Avol.3 問50)
				11)	個別機能訓練加算(I)イ及び口においては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行うこととなっているが、利用者の居宅を訪問している時間については、人員配置基準上、確保すべき勤務延時間数に含めることとしてもよいか。	・機能訓練指導員については、個別機能訓練加算(I)口の場合のみ、サービス提供時間帯を通じて専従での配置を求めているが、利用者の居宅を訪問している時間については、個別機能訓練の実施に支障がない範囲においては、配置されているものとみなして差し支えない。(なお、個別機能訓練加算(I)イについては、配置時間の定めはない。)・生活相談員については、個別機能訓練加算にかかるものか否かを問わず、「利用者宅を訪問し、在宅での生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」は確保すべき勤務延時間数に含めることができることとなっている。・なお、介護職員については、利用者の居宅を訪問している時間については、確保すべき勤務延時間数に含めることができず、看護職員については、利用者の居宅を訪問する看護職員とは別に看護職員が確保されていない場合においては、利用者の居宅を訪問する看護職員は、利用者の居宅を訪問している時間に看護職員が確保されていない場合においては、利用者の居宅を訪問する看護職員とは別に看護職員が確保されていない場合においては、利用者の居宅を訪問する看護職員は、利用者の居宅を訪問する看護職員は、利用者の居宅を訪問している時間帯を通じて同加算を算定する事業所と密接かつ適切な連携を図る必要がある。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問51)
					個別機能訓練加算(I)イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することとなっている。また個別機能訓練加算(I)中においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、これらの理学療法士等は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により確保することとしてもよいか。	個別機能訓練加算(I)イ及び口については、いずれの場合も、 当該加算を算定する事業所に理学療法士等を配置する必要が あることから、事業所以外の機関との連携により確保することは 認められない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問52)
				(3)	個別機能訓練加算(I)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、個別機能訓練加算(I)口は、この要件に基づき、合計で2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者に対してのみ算定することができるのか。	

加算・減算名	<b>3</b> 1	実施	体制	加算·減算		加算•減算適用要件
					14	第一号通所事業と一体的に運営される通所介護において、個別機能訓練加算(I)イ又は口を算定するために配置された機能訓練指導員が、第一号通所事業の運動器機能向上サービスの提供、それぞれに支障のない範囲で兼務することが可能である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問54)
					15	- 機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業所)でとに「以上とされている。この基準により配置された機能訓練指導員が「事ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合は、個別機能訓練前算(1)人の変更要件や個別機能訓練加算(1)人の算定要件で個別機能訓練加算(1)人の算定要件で個別機能訓練加算(1)人の算定要件で個別機能訓練加算(1)人の算定要件で過去を選出、また、この基準により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置と表示ない。 - また、この基準により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置と表示ない。これに動場にあっては個別機能訓練指導員ので要例作を3位で「配置されている場合にあっては個別機能訓練指導員のと表りたるが、事ら機能訓練指導員の服務に従事する理学療法士等を配置するのと表りたるが、「中ら機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員の「事ら機能訓練指導員の、「專ら機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要 動物に従事する理学療法主等である場合 個別機能訓練加算(1)を図を対して「1名以上配置と表示して、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法等にある。「一個別機能訓練加算(1)を取得する場合は、機能訓練指導員の配置法等を配置するとな、同加算の人員配置に係る機能訓練指導員の職務に従事する理学療法等の職務に従事する理学療法等の職務に従事する理学療法等の職務に従事する理学療法等の職務に従事する理学療法等の職務に従事する理学療法等がある。(2)機能訓練指導員の職務に従事する理学療法等が「1分を取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法等である。(2)機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法等である。 - 個別機能訓練加算(1)を取得する場合は、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等にあることから、これに加えて「等し機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等にあることから、これに加えて「等し機能訓練指導員の職務に従事する理学療法等である。 - 個別機能訓練加算(1)を取得する場合は、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等にあることから、これに加えて「等し機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等にあれた機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等にあれた機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等にあることかに、例如の職務に従事する理学療法主等にあることから、これに加えて「等し機能訓練指導員の職務に従事する理学療法を可能とれた機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等にあることれた機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等にあることれた機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等になることれた機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等にあることれた機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等にあることれた機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等にあることれた機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等により配置された機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等に表しまれた機能訓練指導員の職務に従事を通れた機能訓練指導員の職務に従事する理学療法主等に表しまれた機能訓練者が関するとれた機能訓練者が関するとれた機能訓練者が関するとれた機能訓練者が関するとれたまれたまれたまれたるとれた機能が関するとれたるとれたるとれたるとれたるとれために対しまれ

加算·減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
				(定員が11名以上であ事業所に限分)における取扱い この場合、看護職員の配置基準は、指定通所介護(指定地域密 着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密 着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密 着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密 着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密 者型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密 者型通所介護の必要と認められる数を置くべきと定められており、配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(1)口の算定要件や一つである「専ら機能訓練加算(1)口の算定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)口の算定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)日の第定と要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)日の第合、看護職員の配置基準は介護職員と一体のものとして定めれており、指定地域密着型通所介護の提供に当たる時間帯に、専ら指定地域密 権型通所介護の提供に当たる時間帯に、専ら指定地域密 着型通所介護の提供に当たる時間帯に、専ら指定地域密 者型通所介護の提供に当たる静間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきとされている。この配置基準を看護職員により満たしている事業所にあっても、看護職員としての素務に従事けている事業所にあっても、看護職員としての素務に従事けていない時間帯において、個別機能訓練加算(1)日の算定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)ロの第定学療法士等」として動務でることは差し支えない。(「専ら機能訓練加算(1)」の第定要件の一つである「専ら機能訓練加算(1)」の第定要件の一つである「東心・大き、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表

加算·減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減算適用要件	
					問45(看護職員と機能訓練指導員の兼務)、問55(機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(I)イ又は口の算定)、問56(看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(I)イ又は口の算定)によれば、以下のとおりの解釈となる。 ①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が11名以上である事業所に限る)における取扱い看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ個別機能訓練加算(I)イの算定要件の一つであるが、通所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置が義務づけられている看護職員かつ機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等方はて動物を含さとは差し支えない。②指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い看護職員により満たしている権能訓練指導員の職務に従事する理学療法でより、定による主義を表している機能訓練指導員がつ個別機能訓練加算(I)イの算定要件を個別機能訓練加算(I)イの資定要件で一つである「専ら機能訓練指導員がつ個別機能訓練加算(I)イの資定要件や個別機能訓練加算(I)イの資定要件で一つである「専ら機能訓練指導員がつ個別機能訓練加算(I)イの資定要件で一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務することは差し支えない。(配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務することは差し支えない。(配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数は「会しない。)(令和3年度介護報酬改定Q&Ayol3問57)	
				18	・管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと(ただし、指定通所介護等事業所の他の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、指定通所介護(指定地域密着型通所介護)事業所に配置が義務づけられている管理者がこれを兼ねることは可能か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

加算·減算名	実施	体制	加算•減算		加算・減算	<b>運適用要件</b>
				(19	個別機能訓練加算(I)イ又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。	中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、a 通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。b 指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。としており、これに照らせば、aにより配置された看護職員にあっては、中重度者ケア体制加算の算定に係る看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(I)イの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。bにより配置された看護職員は、「指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら通所介護等の提供に当たる看護職員」である必要があることから、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。(令和3年度介護報酬改定Q&Avol.3 問59)
				20	個別機能訓練加算(1) 71 及び口に 31 では、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行うこととなっているが、通所介護等事業所において、長期にわたり、いわゆる「宿泊サービス」を利用している利用者に関しては、どのように対応すればよいか。	個別機能訓練加算(I)イ及び口は、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すために設けているものである。このため、いわゆる「宿泊サービス」を長期にわたって利用しており、居宅で生活していない利用者に対して、同加算を算定することは基本的には想定されないが、例えば、今後宿泊サービスの利用を終了し居宅での生活を再開する予定である利用者について、利用者とともに居宅を訪問し、居宅での生活にあたっての意向等を確認した上で、居宅での生活再開に向けた個別機能訓練を実施する等の場合にあっては、同加算の算定も想定されうるものである。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問60)
				Q	本年、指定心成り一とへ等に安する資用の額の算する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の質字に関する基準、指定や地域密差型サービスに要する基	曜日によって個別機能訓練加算(I)イと口のいずれを算定するかが異なる事業所にあっては、「加算I口」と記載させることとする。(「加算I口」と記載した場合であっても、個別機能訓練加算(I)イの算定に必要な人員配置要件のみを満たしている曜日においては、個別機能訓練加算(I)イを算定することは可能である。)(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問61)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算・減算適用要件
					で和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I) / 又は口では、加算創設の目的が異なることから、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I) / Y と 個別機能訓練加算(I) / Y と は の と で と に いて可能な限り自立して暮らし続けること」を達成する た の に リハビリテーション・ 個別機能訓練、 栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老 老 の 提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老 老 そ の 提示について」(令和3年3月16日 と 認 2 の 実 を を
					個別機能訓練加算(I)イ及び口においては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することとなっているが、どのくらいの種類の訓練項目を期間である。よって、仮に訓練項目の種類が少なくても、目的に沿った効果が期待できるときは、同加算の算定要件を満たすものである。(令和3年度介護報酬改定Q&Avol.3 問63)
					個別機能訓練加算(I)イ及び口においては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することとなっているが、類似する訓練項目を準備した場合でも、複数の種類の訓練項目と認められるのか。 類似する訓練項目であっても、利用者によって、当該訓練項目を実施することで達成すべき目標が異なる場合もあることから、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が増大することが見込まれる限り、準備された訓練項目が類似していることをもって、同加算の算定要件を満たさないものとはならない。こうした場合、当該事業所の機能訓練に対する取組み及びサービス提供の実態等を総合的に勘案して判断されるものである。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問64)
					(3) 1回あたりの訓練時間は、利用者のニーズや心身の状態等を踏まえて設定された個別機能訓練計画の目標等を勘案し、必要な時間数を確保するものである。例えば「自宅でご飯を食べたい」という目標を設定した場合の訓練内容は、配膳等の準備、箸(スプーン、フォーク)使い、下膳等の後始末等の食事に関する一連の行為の全部又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。これらの訓練内容を踏まえて利用日当日の訓練時間を適正に設定するものであり、訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくない。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問65)
ADL維持等加算(I)	0		加算 30単 (1月に	つき) 「 え	【報酬告示】別表2の2 注14 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して打定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間(平成27年厚生労働省告示第94号35の4の2)をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、ADL維持等加算(I)を算定している場合には、ADL維持等加算(II)(III)は算定しない。

加算・減算名	実施	体制	加算・減算		加算・減算	章適用要件		
				通 大 (1) (2) (2) に値 (3) 評	也域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費及び介護福祉が に掲げる基準のいずれにも適合すること。 『価対象者(当該事業所又は当該施設の利用期間((2)において「罰目し。)の総数が10人以上であること。 『価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価: 一ビスの利用がない場合については当該サービスの利用があった。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当話	評価対象利用期間」という。)が6月を超える者をいう。以下この号にお対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目た最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL 核測定を提出していること。 目に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除		
					<b>月者等告示】35の4</b> L維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12	2月までの期間		
				【 <b>留意事項通知】第2の3の2(12)</b> ① ADL維持等加算( I )及び( II )について イ ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとする。 ロ 大臣基準告示(平成27年厚生労働省告示第95号)第16 号の2イ(2)における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととする。				
				[Q&/	A]			
					Q	A		
					平成30年度のADL維持等加算の算定の可否を判断する場合、平成29年1月から12月が評価対象期間となるが、この時期に加算を算定しようとする指定通所介護事業所が指定介護予防通所介護事業所と一体的に運営されていた場合、指定居宅サービス基準第16条の2イ(1)の「利用者」には、当該指定介護予防通所介護事業所の利用者も含まれるのか。	含まれない。本件加算は、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護が対象である。なお、指定居宅サービス基準第16条の2イ(3)に「要支援認定」とあるのは、「利用者」に要支援者を含むとの意味ではなく、初回の要支援認定の後、評価対象利用開始月までの間に要介護認定を受ける場合を想定したものである。		
					所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用した期間とされているが、1)この「連続して利用」とは、毎月1度以上利用していることを指すのか。2)この「連続して6月以上利用」は評価対象期間内である必要があるのか。3)6月より多く連続して利用している	1) 貴見のとおりである。 2) 貴見のとおりである。評価対象利用期間は、評価対象期間の一部であることを想定している。つまり、その最初の月から最後の月まで、評価対象期間に含まれている必要がある。 3) 連続しているすべての月ではなく、その中に最初の月が最も早い6月の期間を評価対象利用期間とする。例えば、2月から11月まで連続利用がある場合は、2月から11月までではなく、2月から7月までを評価対象利用期間とする。		

加算·減算名	実施	体制	加算·減算		加算•減算	 ፲適用要件
				3	ADL維持等加算(I)及び(II)は、算定しようとする月の5時間未満の通所介護の算定回数が5時間以上の通所介護の算定回数が5時間以上の通所介護の算定回数以上の利用者でも算定できるのか。	できる。
				4	はいつまでに行う必要があるか。	申し出た年においては、申出の日の属する月から同年12月までの期間を評価対象期間とするため、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月を確保するためには、平成30年7月までに申出を行う必要がある。
				(5)		令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LIFEを用いて提出するBarthelIndex は合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Index を提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。(令和3年度 VOL3 問34)
				6	事業別又は他試にあいて、計画対象利用期间から月を超えるとは、どのような意味か。	サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。(令和3年度 VOL3 問35)
				7	これまでADL維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。	令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護 給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2あり」と居出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。なお、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2あり」と届け出たが、LIFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、ADL維持等加算を算定する意思がなければ、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、届出を「1なし」に変更すること。(令和3年度 VOL3 問36)
						令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。(令和3年度 VOL3 問37)

加算・減算名	実施	体制	加算·減算	加算·減算適用要件
				これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。  各事業者がLIFEを用いてADL利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。(令和3年度 VOL3 問38)
				これまでは評価対象 利用開始月と、当該月から起算して 6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利 用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月 が1月ずれたということか。
				① 令和2年度のADL値を遡って入力する際に、過去分のADL値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を受けていないが問題ないか。 (令和3年度 VOL3 問40)
				① 同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方については、要介護になった初介護になった方の評価期間はどうなるのか。 要支援から要介護になった方の評価期間はどうなるのか。

加算•減算名	実施	体制	加算・減算		加算•減第	
				① (居宅	ませれげ FINか	ADL維持等加算(I)又は(II)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」を「2あり」、「ADL維持等加算III」を「1なし」とする。
				事業別 「ADL	□4年度もADL維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している 所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の _維持等加算〔申出〕の有無」が「2 あり」、「ADL維持 章Ⅲ」が「2 あり」という記載することで良いか。	貴見のとおり。
				「評価! 「!!」とな を算定	なったが、令和3年度にADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ) Eしようとする場合においても、ADL値の測定時期は	令和3年度にADL維持等加算(I)又は(II)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値を持って代替することとして差し支えない。
				16 Index	Lの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel (以下「BI」という。)を用いて行うとあるが、「一定の 」とはなにか。	一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)及びBIの測定についての動画 等を用いて、BIの測定方法を学習することなどが考えられる。また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりBIの測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。(令和3年度 VOL5 問5)

加算·減算名	実施	体制	加兵	算•減算			加算・減算	<u>「</u> 適用要件
ADL維持等加算(Ⅱ)	0		加算	60単位 (1月につき)	厚定地域をいう	生労 或密 。) σ	着型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働	届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指 加大臣が定める期間(平成27年厚生労働省告示第94号35の4の2) がる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算す 加算(I)、(皿)は算定しない。
					通所介護 費、地域密 次に掲げ (1)イ(1		を告示】16の2 ロ 養養、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、 選着型介護者人福祉施設入居者生活介護費及び介護福祉施 でる基準のいずれにも適合すること。 1)及び(2)の基準に適合するものであること。 対象者のADL利得の平均値が2以上であること。	認知症対応型通所介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護 設サービスにおける若ADL維持等加算の基準
							・ 告示】35の4 特等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12	日本での期間
							[通知】第2の3の2(12)	119 C ( ) ( ) ( ) ( )
					① AI イ AE	DL維 DLの 臣基	持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について 評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用い	って行うものとする。 2)における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うことと
					[Q&A	\]		
							Q	A
						1	この時期に加昇を昇足しようとり る指足通所介護事業所が 指定介護予防通所介護事業所と一体的に運営されていた 場合、指定居宅サービス基準第16条の2イ(1)の「利用	含まれない。本件加算は、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護が対象である。なお、指定居宅サービス基準第16条の2イ(3)に「要支援認定」とあるのは、「利用者」に要支援者を含むとの意味ではなく、初回の要支援認定の後、評価対象利用開始月までの間に要介護認定を受ける場合を想定したものである。

加算•減算名	実施	体制	加算・減算		加算•減算	I適用要件
				2	所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用した期間とされているが、1)この「連続して利用」とは、毎月1度以上利用していることを指すのか。2)この「連続して6月以上利用」は評価対象期間内である必要があるのか。3)6月より多く連続して利用している場合、当該連続しているすべての月を評価対象利用期間と	1)貴見のとおりである。 2)貴見のとおりである。評価対象利用期間は、評価対象期間 の一部であることを想定している。つまり、その最初の月から最 後の月まで、評価対象期間に含まれている必要がある。 3)連続しているすべての月ではなく、その中に最初の月が最 も早い6月の期間を評価対象利用期間とする。例えば、2月から 11月まで連続利用がある場合は、2月から11月までではなく、 2月から7月までを評価対象利用期間とする。
				3	ADL維持等加算(I)及び(II)は、算定しようとする月の5時間未満の通所介護の算定回数が5時間以上の通所介護の算定回数以上の利用者でも算定できるのか。	できる。
				4		申し出た年においては、申出の日の属する月から同年12月までの期間を評価対象期間とするため、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月を確保するためには、平成30年7月までに申出を行う必要がある。
				(5)	<i>π</i> ,°	令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LIFEを用いて提出するBarthelIndex は合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Index を提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。(令和3年度 VOL3 問34)
				6	事業が入るが改成において、計画対象利用期間から月を超 えるとは、どのような意味か。	サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で 当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。(令和3年度 VOL3 問35)
				7	これまでADL維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。	令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護 給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。なお、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2あり」と届け出たが、LIFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、ADL維持等加算を算定する意思がなければ、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、届出を「1なし」に変更すること。(令和3年度 VOL3 問36)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算・減算適用要件
				8	これまでは、初めてADL維持等加算を算定しようとする 事業所は、前年度に「ADL維持等加算[申出]の有無」の 届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更 はあるのか。
				9	これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。  本事業者がLIFEを用いてADL利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。(令和3年度 VOL3 問38)
				110	これまでは評価対象 利用開始月と、当該月から起算して 6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利 用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月 が1月ずれたということか。
				(1)	令和2年度のADL値を遡って入力する際に、過去分のADL値については、適切に評価されているとり、一定の研修を受けていないが問題ないか。
				12	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要 介護になった方の評価期間はどうなるのか。 要支援から要介護になった方については、要介護になった初 月が評価対象利用開始月となる。(令和3年度 VOL3 問41)

加算•減算名	実施	体制	加算・減算		加算•減第	
				① (居宅	ませれげ FINか	ADL維持等加算(I)又は(II)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」を「2あり」、「ADL維持等加算III」を「1なし」とする。
				事業別 「ADL	□4年度もADL維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している 所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の _維持等加算〔申出〕の有無」が「2 あり」、「ADL維持 章Ⅲ」が「2 あり」という記載することで良いか。	貴見のとおり。
				「評価! 「!!」とな を算定	なったが、令和3年度にADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ) Eしようとする場合においても、ADL値の測定時期は	令和3年度にADL維持等加算(I)又は(II)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値を持って代替することとして差し支えない。
				16 Index	Lの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel (以下「BI」という。)を用いて行うとあるが、「一定の 」とはなにか。	一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)及びBIの測定についての動画 等を用いて、BIの測定方法を学習することなどが考えられる。また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりBIの測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。(令和3年度 VOL5 問5)

加算•減算名	実施	体制	加拿	算∙減算			加算・減第	<b>〕</b> 適用要件
ADL維持等加算(Ⅲ)	0		加算	3単位 (1月につき)	② A (12)① 等 D 目 理手	DL維 和3名 に へ SL維 DL維	5届け出を行っていないものは、令和5年3月31 日までの間   3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算( I )の 持等加算(Ⅲ)の算定に係る事務処理手続等の詳細について	マ正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であって、はADL維持等加算(皿)を算定することができる。この場合の算定要件D要件によるものとする。 「は、この通知に定めるもののほか、「ADL維持等加算に関する事務処 、老老発第0406 第3号)におけるADL維持等加算(I)の事務処理手
					[Q&	4]		
							Q	A
						1	平成30年度のADL維持等加算の算定の可否を判断する場合、平成29年1月から12月が評価対象期間となるが、この時期に加算を算定しようとする指定通所介護事業所が指定介護予防通所介護事業所と一体的に運営されていた場合、指定居宅サービス基準第16条の2イ(1)の「利用者」には、当該指定介護予防通所介護事業所の利用者も含まれるのか。	含まれない。本件加算は、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護が対象である。なお、指定居宅サービス基準第16条の2イ(3)に「要支援認定」とあるのは、「利用者」に要支援者を含むとの意味ではなく、初回の要支援認定の後、評価対象利用開始月までの間に要介護認定を受ける場合を想定したものである。
						2	続して6月以上利用した期間とされているが、1)この「連続して利用」とは、毎月1度以上利用していることを指すのか。2)この「連続して6月以上利用」は評価対象期間内である必要があるのか。3)6月より多く連続して利用している	1) 貴見のとおりである。 2) 貴見のとおりである。評価対象利用期間は、評価対象期間の一部であることを想定している。つまり、その最初の月から最後の月まで、評価対象期間に含まれている必要がある。 3) 連続しているすべての月ではなく、その中に最初の月が最も早い6月の期間を評価対象利用期間とする。例えば、2月から11月まで連続利用がある場合は、2月から11月までではなく、2月から7月までを評価対象利用期間とする。
						3	ADL維持等加算(I)及び(II)は、算定しようとする月の 5時間未満の通所介護の算定回数が5時間以上の通所介 護の算定回数以上の利用者でも算定できるのか。	できる。
						4	はいつまでに行う必要があるか。	申し出た年においては、申出の日の属する月から同年12月までの期間を評価対象期間とするため、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月を確保するためには、平成30年7月までに申出を行う必要がある。
						\$	LIFEを用いた Barthel Index の提出は、合計値でよいのか。	令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LIFEを用いて提出するBarthelIndex は合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Index を提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。(令和3年度 VOL3 問34)

加算·減算名	実施	体制	加算・減算		加算•減算適用要件
				(6)	事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超 事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超 えるとは、どのような意味か。 サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画 を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で 当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除 いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。(令和3年 度 VOL3 問35)
				C	令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護 給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする場合の活動は、第2を開始しようとする場合の活動に関策を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。なお、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2あり」と届け出たが、LIFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。なお、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2あり」と届け出たが、LIFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。なお、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「国出を「1なし」に変更すること。(令和3年度 VOL3 問36)
				(8	これまでは、初めてADL維持等加算を算定しようとする 事業所は、前年度に「ADL維持等加算[申出]の有無」の 届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更 はあるのか。
				(	これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。  各事業者がLIFEを用いてADL利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。(令和3年度 VOL3 問38)
				(1)	これまでは評価対象 利用開始月と、当該月から起算して 6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利 用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月 が1月ずれたということか。

加算•減算名	実施	体制	加算・減算	加算•減算適用要件	
				令和2年度のADL値を遡って入力する際に、過去分のADL値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降り、一定の研修を受けていないが問題ないか。  今和2年度分のADL値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。(令和3年度 VOL3 間40)	·
				(2) 同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方については、要介護になった初介護になった方の評価期間はどうなるのか。 要支援から要介護になった方の評価期間はどうなるのか。 要支援から要介護になった方の評価期間はどうなるのか。	
				指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」をどのように記載すればよいか。  ADL維持等加算(I)又は(I)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」を「2 あり」、「ADL維持等加算II」を「1 なし」とする。	
				令和4年度もADL維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している 事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の 「ADL維持等加算[申出]の有無」が「2 あり」、「ADL維持 等加算Ⅲ」が「2 あり」という記載することで良いか。	

加算•減算名	実施	体制	加拿	算•減算			加算•減算	算適用要件
						(5)		令和3年度にADL維持等加算(I)又は(I)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値を持って代替することとして差し支えない。
						16	ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index (以下「BI」という。)を用いて行うとあるが、「一定の 研修」とはなにか。	一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル(https://www.mhlw.go,jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどが考えられる。また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりBIの測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。(令和3年度 VOL5 問5)
認知症加算			加算	60単位 (1日につき)	イに に厚	こつい 生労(		して市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別 ・行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に を算定している場合は、算定しない。
					地次は対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対	或掲に を定めた おっぱん でんしょう おうしょう いっぱい かいしょう はいい かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう はいい かいしょう はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	助換算方法で二以上確保していること。 対密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属 る症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知	域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的

加算·減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減氧	算適用要件
				①②Ⅲり③④号省⑤な⑥な⑦地⑧体門の利認生画認に選に対域認制が常に、対域は関係の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合についての平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて、人員数又は利用延人員数を用いて、人員数又は利用延人員数を用いて、人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、(9)③を参定介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等業の円法ので」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとす。介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者等でいて」に規定する「認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践者研修」を指すものとす。 加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに、の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中意の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中意の	者等養成事業の実施について」(平成18 年3月31 日老発第0331010 滑な運営について」(平成18 年3月31 日老計発第0331007 号厚生労働 中
				[Q&A]		
					保 指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又 は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方 法で2以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如 何。	例えば、定員20人の通所介護、提供時間が7時間、常勤の勤務すべき時間数が週40時間の場合であって、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとなる。(本来であれば、暦月で計算するが、単純化のために週で計算。)

加算·減算名	実施	体制	加算·減算	加算・減算適用要件
				指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を 併算定する場合、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人を、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置すれば、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人の配置でそれぞれの加算を算定できるのか。 中重度者ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することはできない。このため、認知症加算を併算定する場合は、認知症介護に係る研修を修了している者を別に配置する必要がある。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問26)
				認知症加算及び中重度者ケア体制加算の利用者割合の計算方法は、届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均が要件を満たせば、例えば、4月15日以前に届出がなされた場合には、5月から加算の算定が可能か。 前3月の実績により届出を行う場合においては可能である。なお、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者割合については、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問27)
				事業所として、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を 併算定する場合、指定居宅サービス等基準第93条に規定 する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職 する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職 員を常勤換算方法で4以上確保する必要があるか。 事業所として、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看 護職員又は介護職員方法で2以上確保していれば、認知症加算及び中重度者ケア 体制加算における「指定基準に規定する看護職員又は介護職 員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2 以上確保する」という要件をそれぞれの加算で満たすことにな る。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問28)
				認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて事業所に1名以上配置されていれば、複数単位におけるサービス提供を行っている場合でも、それぞれの単位の利用者が加算の算定対象になるのか。 サービスの提供時間を通じて1名以上配置されていれば、加算の算定対象となる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問29)
				通所介護を行う時間帯を通じて1名以上の配置が求められる看護職員(中重度者ケア体制加算)、認知症介護実践者研修等の修了者(認知症加算)は、日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わっても、加算の要件の一つである「指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員(認知症介護実践者研修等の修了者)を1名以上配置していること」を満たすこととなる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問30)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算·減算適用要件
				認知症加算、中重度者ケア体制加算の発定要件である認知症 高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護3以上の割合 については、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとされているが、例えば、以下の例のような場合であって、中重度者ケア体制加労のように計算する。(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、前3月の平均は次のように計算する。(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、前4度の平均計算についても同様に行う。)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減算	算適用要件
				<b>(8</b> )	認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。	1 認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。 2 医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。 3 これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。 (注)指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第二1(7)「「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について」の記載を確認すること。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問32)
				9	認知症加算について、認知症介護実践者研修等の修了者の配置が求められているが、当該研修修了者は、介護職員以外の職種(管理者、生活相談員、看護職員等)でもよいのか。	介護職員以外の職種の者でも認められるが、その場合、通所 介護を行う時間帯を通じて指定通所介護事業所に従事している 必要がある。 なお、他の加算の要件の職員として配置する場合、兼務は認 められない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日) 問33)
				Œ	認知症加算について、通所介護を行う時間帯を通じて、 専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護実践者 研修等の修了者の配置が要件となっているが、当該加算 の算定対象者の利用がない日についても、配置しなけれ ばならないのか。	認知症加算の算定対象者の利用がない日については、認知症介護実践者研修等の修了者の配置は不要である。なお、認知症の算定対象者が利用している日に認知症介護実践者研修等の修了者を配置していない場合は、認知症加算は算定できない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問34)
				1	旧痴呆介護実務者研修の基礎課程及び専門課程の修 了者は、認知症介護に係る実践的又は専門的な研修を修 了した者に該当するのか。	該当する。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日) 問35)
				(I	認知症加算の要件に「認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること」とあるが、事業所として一つのプログラムを作成するのか、利用者ごとの個別プログラムを作成するのか。	利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するケアを行うなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行うことが必要である。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問36)
				13	サテライト事業所において加算を算定するにあたり、認知 症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つで ある専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職 員は、通所介護を行う時間帯を通じて本体事業所に1名以 上配置されていればよいか。	認知症加算・中重度者ケア体制加算は、認知症高齢者や重度 要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事 業所を評価する加算であることから、通所介護を行う時間帯を通 じてサテライト事業所に1名以上の配置がなければ、加算を算定 することはできない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年 4月30日)問1)
				<b>1</b>	職員の配置に関する加配要件については、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していることに加え、これと別に認知症介護実践者研修等の修了者を1名以上配置する必要があるか。	指定基準で配置すべき従業者、又は、常勤換算方法で2以上確保する介護職員又は看護職員のうち、通所介護を行う時間帯を通じて、専従の認知症実践者研修等の修了者を少なくとも1名以上配置すればよい。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月30日)問2)

加算·減算名	実施	体制	加	算·減算 T	加算・減算	<b>I</b> 適用要件		
若年性認知症利用者受入加	(1日につき) イ 年性 をい	【報酬告示】別表2の2 注16 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし 年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条領 をいう。以下同じ。)に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、 数に加算する。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない	、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位					
					【大臣基準告示】18 通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。)を有する病院における短期入所療養介護費を除く。)、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。)、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入加算の基準受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。)ごとに個別の担当者を定めていること。			
					【留意事項通知】第2の3の2(14) 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者と。 【Q&A】	fを中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこ		
					G G	A		
					一度本加算制度の対象者となった場合、65歳以上に なっても対象のままか。	65歳の誕生日の前々日までは対象である。(平成21年4月改 定関係Q&A vol.1 問101)		
					② 担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。	若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。(平成21年4月改定関係Q&A vol.1 問102)		
栄養アセスメント加算	0			加算	50単位 (1月につき)	【報酬告示】別表2の2 注17 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け 士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態 栄養アセスメント加算として、1月につき所定単位数を加算する。ただし ている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定	、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受け	
					【大臣基準告示】18の2 通所介護費、通所リハビリテーション費、地域密着型通所介護費、認 通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介護費にお 通所介護費等算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第5号の2に対			

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算•減算適用要件
				【留意事項通知】第2の3の2(15) ③ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イから二までに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ハ イ及び口の結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。 エ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 ④ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。 ⑤ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び検式例の提示について」を参照されたい。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。
栄養改善加算	0		加算 3月以内間に限り 2回を 1回に 2009	の期月に 規度 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(「栄養改善サービス」という。)を行った場合
				Q A

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減算適用要件
				(1)	その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者とは、以下のような場合が考えられる。 ・ 医師が医学的な判断により低栄養状態にある又はそのおそれがあると認める場合。・ イ~二の項目に掲げられている基準を満たさない場合であっても、認定調査票の「えん下」、「食事摂取」、「口腔清潔」、「特別状態にある又はそのおそれがあると認められる者とは具体的内容如何。また、食事摂取量が不良の者(75%以下)とはどういった者を指すのか。  はどういった者を指すのか。  その他低栄養状態について、多準摂取し、「口腔清潔」、「特別な医療について」などの項目や、特記事項、主治医療見書などから、低栄養状態にある又はそのおそれがあると、サービス担当者会議において認められる場合。なお、低栄養状態のおそれがあると認められる者とは、現状の食生活を続けた場合に、低栄養状態になる可能性が高いと判断される場合を想定している。また、食事摂取が不良の者とは、以下のような場合が考えられる。 ・普段に比較し、食事摂取量が75%以下である場合。・1日の食事回数が2回以下であって、1回あたりの食事摂取量が普段より少ない場合。(平21.3版 VOL69 問16)
				2	栄養改善サービスの開始などの際に、利用者又はその家族の同意を口頭で確認した場合には、栄養ケア計画などに係る記録に利用者又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。 栄養の書文は押印は必ずではないと考えるが以上ではその家族の自署とは押印は必須ではない。(平21.3版 VOL79 間4)
				3	対象となる「栄養ケア・ステーション」の範囲はどのようなものか。 公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・
				<b>(4</b>	通所サービスにおいて栄養改善加算を算定している者に 対して管理栄養士による居宅療養管理指導を行うことは可能か。 管理栄養士による居宅療養管理指導を行うことは可な者が対象となるため、栄養改善加算の算定者等、通所サービス利用者に対して当該指導を行うことは想定されない。

加算•減算名	実施	体制	加拿	算•減算			加算•減算	章 適用要件		
							加算を算定した者については、管理栄養士による居宅療養	通所サービスで設けている「栄養改善加算」については、低栄養状態の改善等を目的として栄養ケア計画に基づき、利用者ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行うものである。一方、「管理栄養士による居宅療養管理指導」については、低栄養状態にある者や特別食を必要とする者に対して栄養ケア計画に基づき、利用者ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行うものである。したがって、栄養改善加算を算定した者に対して、低栄養状態を改善する等の観点で管理栄養士による居宅療養管理指導を行った場合、栄養管理の内容が重複するものと考えられるため、栄養改善加算を算定した者に対しては、管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができない。		
								御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。(令和3年度 VOL3 問33)		
ロ腔・栄養スクリーニング加 算(I)	0		加算	※6月ごと	厚 5 スクリ たた	生労働 ノーニ: ごし、「	ング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合	者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態の 会養スクーリング加算Ⅱは算定せず、当該利用者について、当該事業 には算定しない。		
					地域 (1) 2 (一) (二) (三) (2) 2 (一)	【大臣基準告示】51の6 イ 地域密着型通所介護費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (1)次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 (1)次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 (一)指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイを算定していること。 (二)第19号の2イ(1)、(2)及び(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (三)通所介護費等算定方法第5号の2に掲げるいずれにも適合しないこと。 (2)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の口を算定していること。 (二)第19号の2イ(1)、(2)及び(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
					[Q&/	A]				
							Q 	A		
							令和2年 10 月以降に栄養スクリーニング加算を算定した 事業所において、令和3年4月に口腔・栄養スクリーニング 加算を算定できるか。			

加算•減算名	実施	体制	加	算∙減算	加算・減算	<b>算適用要件</b>
口腔・栄養スクリーニング加 算(Ⅱ)	0		加算	※6月ごと	【報酬告示】別表2の2 注19 厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業スクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合ただし、口腔・栄養スクーリング加算 II を算定している場合は口腔・栄所以外で既に口腔・栄養スクーリング加算を算定している場合にあって	
					【大臣基準告示】51の6 ロ 地域密着型通所介護費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 (一)イ(1)(一)に該当するものであること。 (二)第19号の2口(1)又は(2)に掲げる基準のいずれにも適合するこ	
					[Q&A]	
					Q	A
					令和2年 10 月以降に栄養スクリーニング加算を算定した事業所において、令和3年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定できるか。	
口腔機能向上加算(I)	Δ		加算	間に限り1月に 2回を限度	練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上 た場合	施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓 上に資すると認められるもの(「口腔機能向上サービス」という。)を行っ 上加算(II)は算定しない。口腔機能向上サービスの開始から3月ごと
					【大臣基準告示】51の7 イ 地域密着型通所介護費における口腔機能向上加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すこと。 (1)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること (2)利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生: 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 (3)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科 ビス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注20に規定する 用者の口腔機能を定期的に記録していること。 (4)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評 (5)通所介護費等算定方法第5号の2に規定する基準のいずれにも該当	士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、 衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス(指定地域密着型サーる口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。)を行っているとともに、利 呼価していること。

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算·減算適用要件
					【留意事項通知】第2の3の2(18) ④利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医 又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であって、次のイ又 は口のいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。 イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合 ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。

加算•減算名	実施	体制	加算・減算			加算•減第	
				【Q&A	1		
						Q	A
					1	世口症候能の低下している自文はているてれのめる有」が 関係であれているが、具体例としてはどのような者が対象とな	例えば、認定調査票のいずれの口腔関連項目も「1」に該当する者、基本チェックリストの口腔関連項目の1項目のみが「1」に該当する又はいずれの口腔関連項目も「0」に該当する者であっても、介護予防ケアマネジメント又はケアマネジメントにおける課題分析に当たって、認定調査票の特記事項における記載内容(不足の判断根拠、介助方法の選択理由等)から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者については算定できる利用者として差し支えない。同様に、主治医意見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項の記載内容等から口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者、視認により口腔内の衛生状態に問題があると判断される者、医師、歯科医師、介護支援専門員、サービス提供事業所等からの情報提供により口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者等についても算定して差し支えない。なお、口腔機能の課題分析に有用な参考資料(口腔機能チェックシート等)は、「口腔機能向上マニュアル」確定版(平成21年3月)に収載されているので対象者を把握する際の判断の参考にされたい。(平21.3版 VOL69 問14)
					2	ロ腔機能向上サービスの開始又は継続にあたって必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。	口腔機能向上サービスの開始又は継続の際に利用者又はその家族の同意を口頭で確認し、口腔機能改善管理指導計画又は再把握に係る記録等に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、利用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。(平21.3版 VOL69 問15)
					3		歯科医療を受診している場合の口腔機能向上加算の取扱いについて、患者又はその家族に説明した上、歯科医療機関が患者又は家族等に提供する管理計画書(歯科疾患管理料を算定した場合)等に基づき、歯科医療を受診した月に係る介護報酬の請求時に、事業所において判断する。(平21.4版 VOL79 問0)
					4	している場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善加算 又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。	御指摘の件については、ケアマネシメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。 ※ 平成18 年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18 年5月2日)問1の修正。

加算·減算名	実施	体制	加第	算•減算		加算・減算	章適用要件
口腔機能向上加算(Ⅱ)	Δ			間に限り1月に 2回を限度 1回につき 160単位	厚生党者に対し 練の指導 た場合 ただし の利用	、て、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実 算若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向 、口腔機能向上加算(Ⅱ)を算定している場合は、口腔機能向	け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用 を施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓 上に資すると認められるもの(「口腔機能向上サービス」という。)を行っ 上加算(I)は算定しない。口腔機能向上サービスの開始から3月ごと と向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者について
					地域密 次に掲 (1) イ(1) (2) 利用	準告示】51の7 ロ 清型通所介護費における口腔機能向上加算の基準 がる基準のいずれにも適合すること。 から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚 也口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報	『生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情 暇を活用していること。
					④利用 又は主注 はロのし イ 医療 ロ 医療	台の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を讃 いずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。 保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を	算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとし
					[Q&A]		1
						Q	A
					J	口腔機能向上加算を算定できる利用者として、「ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者」が挙げられているが、具体例としてはどのような者が対象となるか。	例えば、認定調査票のいずれの口腔関連項目も「1」に該当する者、基本チェックリストの口腔関連項目の1項目のみが「1」に該当する又はいずれの口腔関連項目も「0」に該当する者であっても、介護予防ケアマネジメント又はケアマネジメントにおける課題分析に当たって、認定調査票の特記事項における記載内容(不足の判断根拠、介助方法の選択理由等)から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者については算定できる利用者として差し支えない。同様に、主治医意見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項の記載内容等から口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者、医師、歯科医師、介護支援専門員、サービス提供事業所等からの情報提供により口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者等についても算定して差し支えない。なお、口腔機能の課題分析に有用な参考資料(口腔機能チェックシート等)は、「口腔機能向上マニュアル」確定版(平成21年3月)に収載されているので対象者を把握する際の判断の参考にされたい。(平21.3版 VOL69 問14)

加算•減算名	実施	体制	加拿	算•減算			加算•減算	草適用要件
						2	口腔機能向上サービスの開始又は継続にあたって必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。	口腔機能向上サービスの開始又は継続の際に利用者又はその家族の同意を口頭で確認し、口腔機能改善管理指導計画又は再把握に係る記録等に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、利用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。(平21.3版 VOL69 問15)
						3	口腔機能向上加算について、歯科医療との重複の有無については、歯科医療機関又は事業所のいずれにおいて 判断するのか。	歯科医療を受診している場合の口腔機能向上加算の取扱いについて、患者又はその家族に説明した上、歯科医療機関が患者又は家族等に提供する管理計画書(歯科疾患管理料を算定した場合)等に基づき、歯科医療を受診した月に係る介護報酬の請求時に、事業所において判断する。(平21.4版 VOL79 問0)
						4	それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善加算 又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。	御指摘の件については、ケアマネシメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。 ※ 平成18 年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18 年5月2日)問1の修正。
科学的介護推進体制加算		0	加算		指 (1)項必着   【②関③(次イロハ(Che	生地・用に要型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値)、栄養状態でする認知症)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、指定地域密所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくたイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築する、一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省にの心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサースの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の、の提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共	、口腔機能、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 着型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域していること。 提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE) 是示について」を参照されたい。 こめ、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクルるとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、 に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。 ビスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)。

加算•減算名	実施	体制	加	算•減算	加算・減算	<b>「適用要件</b>
同一建物減算	0		減算		【報酬告示】別表2の2 注24 イについて、指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する 域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を し、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる	を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただ
					【区分支給限度基準額外告示】12の2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介 ホまでの規定による加算又は減算に係る費用の額	護費のイ及び口の注5、注9及び注24(※同一建物減算)並びにハから
					【留意事項通知】第2の3の2(20) ① 同一建物の定義 注24における「同一建物」とは、当該指定地域密着型通所介護事業所は、当該建物の1階部分に指定地域密着型通所介護事業所がある場合内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人事業者と異なる場合であっても該当するものであること。② なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者で、送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。 具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難が者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指、限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果につい移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。	合や, 当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し, 同一敷地 が当該指定地域密着型通所介護事業所の指定地域密着型通所介護 その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対し な要介護者であって, かつ建物の構造上自力での通所が困難である 定地域密着型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に 必要とする理由や移動介助の方法及び期間について, 介護支援専門
					[Q&A]	A
					「建物の構造上自力での通所が困難」とは、具体的にど	当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合を指す。(平成24年度介護報酬改定Q&A vol.1 問55)

加算•減算名	実施	体制	加	算•減算		加算・減算	拿適用要件
送迎減算	0		減算	▲47単位 (片道につき)	イにつ	<b>示】別表2の2 注25</b> いて、利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護 <del>!</del> は算する。	事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位
					利用者 ど、当該	指定地域密着型通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と	の家族等が指定地域密着型通所介護事業所への送迎を行う場合な - 指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を実施していない場合 )減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。
					[Q&A]		
						Q	A
					(1	送迎サービスについて、幼稚園の通園バスのようないわゆる「バスストップ方式」であっても差し支えないか。	居宅まで迎えに行くことが原則である。ただし、道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法を予め定めるなどの適切な方法で行う必要がある。(平成12年介護報酬等に係るQ&AI(1)④5)
					2	指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービス を利用する場合の送迎減算の考え方如何。	宿泊サービスを利用するしないにかかわらず、送迎をしていなければ減算となる。。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問60)
					(3	送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行うことになるため、利用者宅に迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の家族等が、事業所まで利用者を送った場合には、減算の対象とならないのか。	送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていなければ減算となる。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問61)
					4	通所介護等について、事業所の職員が徒歩で利用者の 送迎を実施した場合には、車両による送迎ではないが、送 迎を行わない場合の減算対象にはならないと考えて良い か。	徒歩での送迎は、減算の対象にはならない。(平成27年度介 護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問62)
					Œ	デイサービス等への送り出しなどの送迎時における居宅 内介助等について、通所介護事業所等が対応できない場 合は、訪問介護の利用は可能なのか。居宅内介助等が可 能な通所介護事業所等を探す必要があるのか。	1 通所介護等の居宅内介助については、独居など一人で身の回りの支度ができず、介助が必要となる場合など個別に必要性を判断の上、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付けて実施するものである。 2 現在、訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に通所介護等で対応することを求めているものではない。例えば、食事介助に引き続き送迎への送り出しを行うなど訪問介護による対応が必要な利用者までも、通所介護等での対応を求めるものではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問52)
					<b>@</b>	送迎時に居宅内で介助した場合は30分以内であれば所要時間に参入してもよいとあるが、同一建物又は同一敷地内の有料老人ホーム等に居住している利用者へ介護職員が迎えに行き居宅内介助した場合も対象とすることでよいか。	対象となる。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問53)

加算·減算名	実施	体制	加算・減算		加算・減算	草適用要件
				7		個別に送迎する場合のみに限定するものではないが、居宅内介助に要する時間をサービスの提供時間に含めることを認めるものであることから、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問54)
				8	居宅内介助等を実施した時間を所要時間として、居宅 サービス計画及び個別サービス計画に位置づけた場合、 算定する報酬区分の所要時間が利用者ごとに異なる場合 が生じてもよいか。	サービスの提供に当たっては、サービス提供の開始・終了タイミングが利用者ごとに前後することはあり得るものであり、単位内でサービスの提供時間の異なる場合が生じても差し支えない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問55)
				9	して利用する場合に、初日と最終日を除き、行き帰りの送	同一建物減算(94単位)については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者について適用するものであるため、当該事案は送迎減算(47単位×2)が適用される。 なお、初日と最終日についても片道の送迎を実施していないことから、送迎減算(47単位)が適用される。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月30日)問5)
				10	訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどのよう算定すればよいか。	・送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しており、利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。 ・ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所へ行く場合や、通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定することができることとする。 ・なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業者が当該利用者
				(1)		の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意すること。(令和3年度介護報酬改定Q&A 送迎減算は、送迎を行う利用者が利用している事業所の従業者(問中の事例であれば、A事業所の従業者)が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合に適用されるもの
				12	A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を 委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との 間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。	指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能である。なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問32)

加算·減算名	実施	体制	加拿	草•減算			加算・減算	算適用要件
サービス提供体制強化加算 (I) イを算定している場合		0	加算	1回につき 22単位	厚: 着型 <b>证</b>	生労( 通所/	ト護を行った場合	届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密 では、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)、(Ⅲ)は算定しない。
					指定 次サー (1) ① (1) ② (1) ② (1) ② (1) ② (1) ② (1) ② (1) ② (1) ② (1) ③ (1)	地域ボーの定定	告示】51の8 イ 密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の る基準のいずれにも適合すること。 、提供体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合 ずれかに適合すること。 以域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護程 以域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続な 護費等算定方法第五号の二イ及びハに規定する基準のいる	合すること。 福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である
					[Q&A	1		
							Q	A
						1	る介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは 一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取	要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。 なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。(平21.3版 VOL69問2)
							特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件 のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示さ れたい。	

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算・減算	道周要件
				C	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件)のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断(他の事業所が実施した健康診断を含む。)を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)。(平21.3版 VOL69 問4)
				Q.	おける勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。	同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や 異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数に ついては通算することができる。また、事業所の合併又は別法 人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員 に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると 認められる場合には、勤続年数を通算することができる。 ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じで あったとしても、通算はできない。(平21.3版 VOL69 問5)
				(	) 産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。	産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 問6)
				(	「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる」こととされている平成21年度)の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。	サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、 老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。 「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」 具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。(平21.3版 VOL69 問10)

加算•減算名	実施	体制	加拿	算∙減算	加算・減算適用要件
					サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均(3月分を除く。)をもって、運営実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所)の場合は、4月目以降に、前3月分の実績をもって取得可能となるということでいいのか。
					### ### #############################
サービス提供体制強化加算 (II) イを算定している場合		0	加算		【報酬告示】別表2の2 ハ 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合 ただし、サービス提供体制強化加算(II)を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算(I)、(III)は算定しない。
					【大臣基準告示】51の8 口 指定地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2) イ(2)に該当するものであること。

加算•減算名	実施	体制	加算·減算			加算•減學	拿適用要件
				[Q&A	<b>\]</b>		
						Q	A
					1		要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。 なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。(平21.3版 VOL69問2)
					2	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件 のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示さ れたい。	
					3	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件 のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項 を示されたい。	本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断(他の事業所が実施した健康診断を含む。)を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)。(平21.3版 VOL69 問4)

加算·減算名	実施	体制	加算・減算			算適用要件 
				4	おける勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。 また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。	同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や 異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数に ついては通算することができる。また、事業所の合併又は別法 人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員 に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると 認められる場合には、勤続年数を通算することができる。 ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じで あったとしても、通算はできない。(平21.3版 VOL69 問5)
				(5)	産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。	産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 問6)
				6	の1年間及び平成22年度以降の前年度の美額から月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。	サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、 老企第36号等において以下のように規定されているところであ り、これに従った取扱いとされたい。 「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じ た場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速 やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算 等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を 行わないものとする。」 具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年1 2月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行う が、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回って いた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わない こととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとな る。(平21.3版 VOL69 問10)
				T	サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、 職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運 営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度 の平均(3月分を除く。)をもって、運営実績が6月に満たな い事業所(新たに事業を開始した事業所又は事業を再開し た事業所)の場合は、4月目以降に、前3月分の実績をもっ て取得可能となるということでいいのか。	貴見のとおり。なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録する必要がある。
				8	強化加算(I)口は同時に取得することは可能か。不可である場合は、サービス提供体制強化加算(I)イを取得していた事業所が、実地指導等によって、介護福祉士の割合が60%を下回っていたことが判明した場合は、全額返還となるのか。	サービス提供体制強化加算(I)イとサービス提供体制強化加算(I)中を同時に取得することはできない。また、実地指導等によって、サービス提供体制強化加算(I)イの算定要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還させることが可能となっている。なお、サービス提供体制強化加算(I)イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算(I)ロの算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算(I)イの返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出が可能である。

加算・減算名	実施	体制		算∙減算		加算•減算	I 適用要件
サービス提供体制強化加算 (皿) イを算定している場合		0	加算	1回につ <del>き</del> 6単位	厚生着 ただし (1)次の(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	所介護を行った場合 、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)を算定している場合において <b>E準告示]51の8 ハ</b> 也域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の 場げる基準のいずれにも適合すること。 いずれかに適合すること。 定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護	基準
					[Q&A]		
						Q	A
						特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的取扱いについて示されたい。	要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。(平21.3版 VOL69問2)
						特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件 ② のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	訪問介護貝等(訪問入冷介護促業有等を含む。ト記③及び倒において同じ。)ごとに研修計画を策定されることとしているが、 当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護 員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計 画策定をされたい。 また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員 等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの 計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本 人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し 支えない。 なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間 に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。(平 21、3版 VOL69 問3)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算・減算	道周要件
				C	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件)のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断(他の事業所が実施した健康診断を含む。)を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)。(平21.3版 VOL69 問4)
				Q.	おける勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。	同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や 異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数に ついては通算することができる。また、事業所の合併又は別法 人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員 に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると 認められる場合には、勤続年数を通算することができる。 ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じで あったとしても、通算はできない。(平21.3版 VOL69 問5)
				(	) 産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。	産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 問6)
				(	「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる」こととされている平成21年度)の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。	サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、 老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。 「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」 具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。(平21.3版 VOL69 問10)

加算·減算名	実施	体制	加拿	算•減算			加算•減算	章適用要件
						7	サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、 職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運 営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度 の平均(3月分を除く。)をもって、運営実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始した事業所又は事業を再開し た事業所)の場合は、4月目以降に、前3月分の実績をもって取得可能となるということでいいのか。	
						8	強化加算( $I$ )口は同時に取得することは可能か。不可である場合は、サービス提供体制強化加算( $I$ )イを取得していた事業所が、実地指導等によって、介護福祉士の割合	サービス提供体制強化加算(I)イとサービス提供体制強化加算(I)中を同時に取得することはできない。また、実地指導等によって、サービス提供体制強化加算(I)イの算定要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還させることが可能となっている。なお、サービス提供体制強化加算(I)イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算(I)中の算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算(I)イの返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)イ 口を算定している場合		0	加算	1月につき 48単位	厚着型法 たた 【大臣 指定	生労 通し、+ <b>基準</b> 定地域	ト護を行った場合 <b>アル</b>	届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密 では、サービス提供体制強化加算(I)、(Ⅱ)は算定しない。 基準
					(1) 指 員の	旨定療 総数(		
					[Q&A	4]		
							Q	A
						1	る介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは	要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。 なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。(平21.3版 VOL69問2)

加算·減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減第				
							2	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件 のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示さ れたい。	訪問介護員等(訪問人溶介護従業者等を含む。下記③及び④において同じ。)ごとに研修計画を策定されることとしているが、 当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護 員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計 画策定をされたい。 また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員 等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの 計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本 人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し 支えない。 なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間 に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。(平
				3	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件 のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項 を示されたい。	本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断の事業所が実施した健康診断を含む。)を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)。(平21.3版 VOL69 問4)			
				4	おける勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤	同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や 異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数に ついては通算することができる。また、事業所の合併又は別法 人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員 に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると 認められる場合には、勤続年数を通算することができる。 ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じで あったとしても、通算はできない。(平21.3版 VOL69 問5)			
				(5)	産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。	産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 問6)			

加算•減算名	実施	体制	加拿	算∙減算			加算•減第	算適用要件
						6	「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる」こととされている平成21年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。	サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、 老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。 「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」 具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。(平21.3版 VOL69 問10)
							サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、 職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運 営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度 の平均(3月分を除く。)をもって、運営実績が6月に満たな い事業所(新たに事業を開始した事業所又は事業を再開し た事業所)の場合は、4月目以降に、前3月分の実績をもっ て取得可能となるということでいいのか。	貴見のとおり。なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録する必要がある。
						8	ある場合は、サービス提供体制強化加算(I)イを取得していた事業所が、実地指導等によって、介護福祉士の割合が60%を下回っていたことが判明した場合は、全額返還となるのか。	サービス提供体制強化加算(I)イとサービス提供体制強化加算(I)口を同時に取得することはできない。また、実地指導等によって、サービス提供体制強化加算(I)イの算定要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還させることが可能となっている。なお、サービス提供体制強化加算(I)イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算(I)口の算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算(I)イの返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。
サービス提供体制強化加算 (皿)ロ ロを算定している場合		0	加算	1月につき 24単位	厚着型:	生労通所	・】 <b>別表2の2 ハ</b> 働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に履 ↑護を行った場合 ナービス提供体制強化加算(Ⅲ)を算定している場合において	国け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密 では、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は算定しない。
					指定 次(i (1) 非	定地域 こ掲げ 指定療	告示】51の8 ホ 成密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の でる基準のいずれにも適合すること。 養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤 に該当するものであること。	基準 カ続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

加算•減算名	実施	体制	加算•減算			加算•減算	章 通用要件
				[Q&	A]		
						Q	A
					1	I	要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。 なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。(平21.3版 VOL69問2)
					2	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件 のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示さ れたい。	
					3	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件 のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項 を示されたい。	本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断(他の事業所が実施した健康診断を含む。)を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)。(平21.3版 VOL69 問4)

加算·減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件
				同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。 また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。     である場合にも通算できるのか。     おも通算できるのか。     おものとは、動続年数を通算することができる。
				産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続している (5) 産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。
				### ### #############################
				サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、 職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運 営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度 の平均(3月分を除く。)をもって、運営実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所)の場合は、4月目以降に、前3月分の実績をもって取得可能となるということでいいのか。  サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって 貴見のとおり。なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎 月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎 月記録する必要がある。
				### ### #############################

加算•減算名	実施	体制	加拿	算∙減算	加算•減算適用要件
介護職員処遇改善加算(I)	0		加算	59/1000	【報酬告示】別表2の2 二 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合。 ただし、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(Ⅲ)は算定しない。
					【大臣基準告示】51の9(48を準用) イ 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 指定地域密着型通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該
					事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 (4) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第1 0条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (活) (1) (1) (1) (2) (1) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	0		加算	43/1000	【報酬告示】別表2の2 ニ 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合。 ただし、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅲ)は算定しない。
					【大臣基準告示】51の9(48を準用) ロ 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準 イ(1)から(6)まで、(7)(1)から(4)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	0		加算	23/1000	【報酬告示】別表2の2 二     厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合。     ただし、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)は算定しない。

加算·減算名	実施	体制	加算・減算		加算·減算	章適用要件
A SHIPM II NO WEST SHIPM				地域では (1) 次 (2) 次 (2) か (3) 当 (3) 当 及び	準告示】51の9(48を準用) ハ 着型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準 掲げる基準のいずれにも適合すること。 1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。 に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (に掲げる要件の全てに適合すること。 ↑護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知 (に掲げる要件の全てに適合すること。 ↑護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計 について、全ての介護職員に周知していること。 成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに 成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに (な)で、強い過過では、	にていること。 十画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)
介護職員処遇改善加算 Q&A				[Q&A]		
GG/ (					Q	A
				1	介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間はいつから、いつまでか。	加算における賃金改善を実施する期間であり、当該加算は平成24年4月から算定が可能となるため、その賃金改善実施期間についても原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月までとなる。 なお、交付金を受けている場合等により、賃金改善期間の重複が発生する等の理由がある場合は、賃金改善実施期間を6月から翌年5月までとするなど柔軟な対応をとられたい。 (平24.3版 VOL267 問224)
				2	介護職員処遇改善計画書や報告書に関する証拠書類として事業者から求める書類について、国から基準は示されるのか。	
				3	介護職員処遇改善計画書、実績報告の様式を変更してもよいか。	3月16日付け老発0316第2号通知で様式例をお示ししたとおりであり、指定権者をまたいで複数事業所を一括して法人単位で介護職員処遇改善計画書を作成することもあり、事務の簡素化の観点から、特段の事情のない限り同様式例を活用して頂きたい。(平24.3版 VOL267 間226)

加算·減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
				当該計画については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める介護職員像及び介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。また、計画の期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。なお、目標を例示すれば、次のようなものが考えられる(1)利用者のニーズに応じた良質なサービス提供するために、介護職員が技術・能力(例:介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等)の向上に努めること。(2)事業所全体での資格等(例:介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等)の取得率向上(平24.3版 VOL267 問227)
				介護職員処遇改善加算に係る、厚生労働大臣が別に定める基準の内容のうち、イ(6)の「労働保険料の納付が適正保険の加入状況が適切に行われていることが必要となるため、に行われていること」について具体的に内容を確認すればよいか。
				⑥ 実績報告書の提出期限はいつなのか。
				⑧ 賃金改善等の処遇改善計画の介護職員への周知方法 賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲の確認について、回覧形式で判子を押印した計画書の写し 示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられを提出させること等が考えられるが、具体的にどのように周 るが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。(平24.3版 VOL267 問231)

加算·減算名	実施	体制	加算•減算		加算・減算	算適用要件
				9	労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に科せられていないことは、どのようにして確認するのか。	事業所の指定を行う際と同様に、届出を行う事業所に誓約書 等の提出を求めることにより確認する。(平24.3版 VOL267 問232)
				10	介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の定めには、最低限、どのような内容が必要か。	職責や職務内容等については、特に基準等を設けておらず、 事業者の運営方針等に基づいて設定することが必要である。 (平24.3版 VOL267 問233)
				(1)	介護職員処遇改善計画書の作成について、当該計画の 内容が変更になった場合は、改めて都道府県知事等に届け出る必要があるのか。また、当該計画は、事業年度を超	加算を算定する際に提出した介護職員処遇改善計画書等に変更があった場合には、必要な事項を記載した変更の届出を行う。なお、加算取得に影響のない軽微な変更については、必ずしも届け出を行う必要はない。また、介護職員処遇改善計画は収入額・支出額等を各年度、見直しをする必要があるため、各年毎に作成することが必要である。 (平24.3版 VOL267 問235)
				12	Cの文刊並と向体、返送する必安かのるのか。	加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回ることは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。 なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267 問237)
				(3)	別版までに美積報音が1月274ない場合は、美施期间中 の当該加算は全額返還となるのか。	加算の算定要件で実績報告を行うことしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267問238)
				14)	通常、加昇は美施しに笠月以降に請求することとなる、4 月から加算を算定しようとする場合、3月中には介護職員 処遇改善計画書を作成して従業員に周知しなければなら ないが、期間が短く対応ができないのではないか。	平成24年度に交付金の承認を受けていた介護サービス事業 所等については、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、平成24年5月末までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に届出をすることで算定を可能とする経過措置を設定した。従って、この間に介護職員処遇改善計画書を作成し、都道府県知事等に届け出ることが必要である。(平24.3版 VOL267 問239)

加算·減算名	実施	体制	加算・減算	加算•減算適用要件	
				加算は、事業所ごとに算定するため、介護職員処遇改善者等(法人である場合に限る。)である: 加算の算定要件である介護職員処遇改善計画書や実績報告書は、(法人単位ではなく)事業所ごとに提出する必要があるのか。 加算は、事業所毎に算定をするため、なるが、介護サービス事業所等を複数者等(法人である場合に限る。)である: 所等ごとの届出が実態に鑑み適当でな改善計画書は、当該介護サービス事業にとができる。また、同一の就業規則に、地域ごとや介護サービスごとに作品4.3版 VOL267 間240)	有する介護サービス事業 場合や介護サービス事業 い場合、介護職員処遇 者等が一括して作成する より運営されている場合
				介護職員処遇改善計画書は全ての事所を一括で作成可能)する必要があり、成する場合、事業所の一覧(添付資料のする場合、事業所の一覧(添付資料のでは、というの様式で届け出ればよいか。  「いるの様式で届け出ればよいか。  「は、添付書類は必要なく、同一県内のでする場合は、事業所一覧(添付資料1)資料3)が添付資料として必要になる。問241)	複数事業所を一括で作 1)、都道府県状況一覧 資料3)を添付することとし 計画書を作成する場合 复数事業所を一括で作成 と市町村状況一覧(添付
				介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額に反映合まない。また、利用者には通常の介護職員とありますが、利用料には反映されるのか。	護報酬算出方式に基づき
				介護職員処遇改善加算の算定要件として、介護職員処 遇改善計画書や実績報告書を都道府県知事等に提出す ることとなっているが、当該要件を満たしていることを証す るため、計画書や実績報告書の提出を受けた都道府県知 事は、(介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「受理 通知」は送付しているがそれとは別途に)「受理通知」等を 事業所に送付する必要があるのか。	
				① 交付金事業では、賃金改善は複数の給与項目で実施できたが、加算においても同様の取り扱うのか。一時金で改善してもよいのか。	給、手当、賞与又は一時 基本給で実施されることが
				②	事業所(法人)全体での 部の介護職員を対象とし

加算•減算名	実施	体制	加算·減算		加算·減算	拿 <b>適用要件</b>
				Œ	平成24年当初の特例で介護職員処遇改善交付金を受けていた事業所は、介護職員処遇改善加算ではどの様にみなされるのか。介護職員処遇改善交付金と要件を変更する場合や加算の取得を辞退する場合はどの様な手続きが必要か。	平成24年当初の特例については、介護職員処遇改善交付金を受けている事業所については、平成24年4月1日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなる。ただし、平成24年5月末日までに届出に関する書類を指定権者に提出する必要がある。 また、加算の要件を交付金の時と変更する場合や新規に加算を取得する場合は、新規の届出が必要になり、加算の取得を辞退する場合は、その旨の届出が必要である。  介護職員処遇改善交付金 介護職員処遇改善加算 100% ⇒ 加算(I) 90% ⇒ 加算(I) 80% ⇒ 加算(II) 80% ⇒ 加算(II)
				Q	加算算定時に1単位未満の端数が生じた場合、どのよう に取り扱うのか。また同様に、利用者負担の1円未満はど のように取り扱うのか。	通常の介護報酬における単位の計算と同等に、一単位未満の端数を四捨五入し、現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様に、介護職員処遇改善加算額から保険請求額等を減じた額となる。 ※ なお、保険請求額は、1円未満の端数切り捨てにより算定する。 (平24.3版 VOL273 問41)
				Q:	介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えた場合、介護職員処遇改善加算はどのように算定するのか。	介護職員処遇改善加算は、サービス別の介護報酬総単位数にサービス別の加算率を乗じて算出する。 その上で、利用者負担を算出する際には、まず介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えているか否かを確認した上で超えている場合には、超過分と当該超過分に係る加算は保険給付の対象外となる。(平24.4版 VOL284 問12)
				Q	複数のサービスを利用し、区分支給限度基準額を超えた )場合、どのサービスを区分支給限度基準額超過の取扱い とするのか。また、それは誰がどのように判断するのか。	これまでの取扱いと同様に、いずれのサービスを区分支給限度基準額超過の取扱いとしても構わない。また、ケアプラン作成時に、ケアマネジャーがどのサービスを区分支給限度基準額超過とするかについて判断する。(平24.4版 VOL284 問13)
				Q	賃金改善実施期間は、加算の算定月数より短くすることは可能か。	加算の算定月数と同じ月数とすること。(平24.4版 VOL284問14)
				Q	介護職員処遇改善交付金を受けておらず、平成24 年4 月から新規に介護職員処遇改善加算を算定する事業所に ついて、国保連からの支払いは6月になるので、賃金改善 実施期間を6月からとすることは可能か。	賃金改善実施期間は原則4月から翌年3月までの1年間とすることとしているが、6月からの1年間として取扱うことも可能である。(平24.4版 VOL284 問15)

加算•減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
				介護職員処遇改善実績報告書の「介護職員処遇改善加算総額」欄には保険請求分に係る加算額(利用者1割負担分を含む)と区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を合算した額を記載することとし、その内訳が分かるようにすること。(平24.4版VOL284 問16)
				地域密着型サービスの市町村独自加算については、介 護従事者処遇改善加算の算定における介護報酬総単位 数に含めてよいか。
				新設の介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。) (I)に設定されているサービスごとの加算率を1月当たりの総職員1人当たり月額1万2千円相当の上乗せが行われることとなっており、介護職員処遇改善加算(I)が新設されたが、介護職員処遇改善加算(I)が新設されたが、介護職員処遇改善加算(I)と介護職員処遇改善加算(I)の分を取得していた事業所・施設は、処遇改善加算(I)のみを取得することによって上乗せ分が得られるのか、それとも新設の介護職員処遇改善加算(I)のみを取得することにより、月額1万2千円相当の上乗せ分が得られる。なお、処遇改善加算(I)~(IV)については、いずれかの区分で取得した場合、当該区分以外の処遇改善加算は取得できないことに留意すること。(平27.2 VOL471 問36)
				************************************

加算·減算名	実施	体制	加算・減算		加算•減算	算適用要件
				3	事業者が加算の算定額に相当する介護職員の賃金改善 を実施する際、賃金改善の基準点はいつなのか。	賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、以下のとおりである。なお、加算を取得する月の属する年度の前年度に勤務実績のない介護職員については、その職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。〇平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準・加算を取得する直前の時期の賃金水準(介護職員処遇改善交付金(以下「交付金」という。)を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。)〇平成26年度以前に加算を取得していない介護サービス事業者等の介護職員の場合加算を取得していない介護サービス事業者等の介護職員の場合加算を取得していない介護すービス事業者等の介護職員の場合加算を取得していない介護すービス事業者等の介護職員の場合加算を取得していない介護すービス事業者等の介護職員の場合加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(平27.2 VOL471間38)
				32	のか。 また、処遇改善加算(I)を取得するに当たって、平成27年4月以前から継続して実施している処遇改善の内容を強化・充実した場合は、算定要件を満たしたものと取り扱ってよいか。 更に、過去に実施した賃金改善以外の処遇改善の取組	
				33	〈支払われない〉」という取扱いは可能か。	善加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での 賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象とし ないことは可能である。 ただし、この場合を含め、事業者は、賃金改善の対象者、支払 いの時期、要件、賃金改善額等について、計画書等に明記し、 職員に周知すること。 また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があっ た場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面 を用いるなど分かりやすく説明すること。(平27.2 VOL471

加算·減算名	実施	体制	加算·減算	加算•減算適用要件
				介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、処 遇改善加算の対象サービスとなっているが、総合事業へ移 行した場合、処遇改善加算の取扱いはどのようになるのか。  介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合には、保険 給付としての同加算は取得できない取扱いとなる。(平27.2 V OL471 問41)
				処遇改善加算の算定要件である「処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善」に関して、下記の取組に要した費用を賃金改善として計上して差し支えないか。
				平成26年度以前に処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の賃金改善の基準点の1つに「加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)」とあるが、直前の時期とは、具体的にいつまでを指すのか。交付金を受けていた事業所については、交付金が取得可能となる前の平成21年9月以前の賃金水準を基準点とすることはできるか。
				取成26年度以前に従来の処遇改善加算を取得した際、職場環境等要件(旧定量的要件)について、2つ以上の取組を実施した旨を過去に申請していたとしても、あくまでも従来の処遇改善加算を取得するに当たっての申請内容であることから、令般、新しい処遇改善加算を取得するに当たっては、平成27年4月から実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に対して、新たに周知する必要がある。なお、その取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目対して、新たに周知する必要がある。なお、その取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目の上で、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。(平27.2 VOL471 間44)
				職場環境等要件について、「資質の向上」、「労働環境・ 処遇の改善」、「その他」といったカテゴリー別に例示が挙 げられているが、処遇改善加算を取得するに当たっては、 各カテゴリーにおいて1つ以上の取組を実施する必要があ るのか。

加算・減算名	実施	体制	加算•減算		加算・減第	算適用要件 「適用要件
				39	平成27年度に処遇改善加算を取得するに当たって、賃金 改善に係る比較時点として、平成26年度の賃金水準と比 較する場合であって、平成26年度中に定期昇給が行われ た場合、前年度となる平成26年度の賃金水準については、 定期昇給前の賃金水準となるのか、定期昇給後の賃金水 準となるのか、又は年度平均の賃金水準になるのか。	前年度の賃金水準とは、前年度に介護職員に支給した賃金総額や、前年度の介護職員一人当たりの賃金月額である。(平27.2 VOL471 問46)
				40	今般、処遇改善加算を新しく取得するに当たって、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善分について、以下の内容を充てることを労使で合意した場合、算定要件にある当該賃金改善分とすることは差し支えないか。 ① 過去に自主的に実施した賃金改善分 ② 通常の定期昇給等によって実施された賃金改善分	賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準としている。 ・加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。) ・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。) したがって、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準と比較して、賃金改善が行われていることが算定要件として必要なものであり、賃金改善が行われていることが算定要件として必要なものであり、賃金改善の方法の一つとして、当該賃金改善分に、過去に自主的に実施した賃金改善分や、定期昇給等による賃金改善分を含むことはできる。(平27.2 VOL471 問4
				<b>(1)</b>	賃金改善の見込額を算定するために必要な「加算を取得し	賃金改善に係る比較時点に関して、加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に処遇改善加算を取得していた場合、以下のいずれかの賃金水準となる。・処遇改善加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。) 平成26年度以前に処遇改善加算を取得していない場合は、処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準となる。 また、事務の簡素化の観点から、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(3)①ロのただし書きによる簡素な計算方法により処遇改善加算(I)を取得する場合の「加算を取得していない場合の賃金の総額」は、処遇改善加算(I)を初めて取得する月の属する年度の前年度の賃金の総額であって、従来の処遇改善加算(I)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(I)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(I)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(I)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(I)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(I)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(I)を取得していた場合の賃金の総額」の時点は、平成26年度の賃金の総額となる。(平27.2 VOL471 問48)

加算•減算名	実施	体制	加算·減算		加算・減算適用要件
				<b>(4</b> )	介護職員が派遣労働者の場合であっても、処遇改善加算の対象とすることは可能であり、賃金改善を行う方法等について派遣元の対象となるのか。  介護職員が派遣労働者の場合であっても、処遇改善加算の対象とすることは可能であり、賃金改善を行う方法等について派遣元と相談した上で、介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書について、対象とする派遣労働者を含めて作成すること。(平27.2 VOL471 問49)
				4	新規事業所・施設についても、加算の取得は可能である。この 場合において、介護職員処遇改善計画書には、処遇改善加算を 取得していない場合の賃金水準からの賃金改善額や、賃金改 善を行う方法等について明確にすることが必要である。 なお、方法は就業規則、雇用契約書等に記載する方法が考え られる。(平27.2 VOL471 問50)
				4	介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業所が前年度も 加算を算定している場合、介護職員処遇改善計画書は毎年提 加算を算定しており、平成28年度にも加算を算定 する場合、再度届け出る必要があるのか。 がない場合は、その内容に変更(加算取得に影響のない軽微な変更を含む)がない場合は、その提出を省略させることができる。(平27.2 VOL471 問51)
				<b>(4</b> )	従来の処遇改善加算(I)~(Ⅲ)については、改正後には処遇改善加算(I)~(Ⅳ)となるが、既存の届出内容に変更点がない場合であっても、介護給付費算定に係る介護給付費算定等体制届出書の提出は必須か。
				<b>(4)</b>	処遇改善加算(I)の算定要件に、「平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していることをもっと」とあり、処遇改善加算(I)は平成27年4月から算定できないのか。   処遇改善加算(I)の職場環境等要件について、平成27年9月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、要件を満たしたものとしている。(平27.2 VOL471 問53)

加算·減算名	実施	体制	加算·減算		加算・減第	算適用要件 「適用要件」
				40	これまでに処遇改善加算を取得していない事業所・施設 も含め、平成27年4月から処遇改善加算を取得するに当 たって、介護職員処遇改善計画書や介護給付費算定に係 る体制状況一覧の必要な書類の提出期限はいつ頃までな のか。	平成27年4月から処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、4月15日までに介護職員処遇改善計画書の案や介護給付費算定に係る体制等に関する届出を都道府県知事等に提出し、4月末までに確定した介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を提出する必要がある。(平27.2 VOL471 問54)
				48	処遇改善加算に係る届出において、平成26年度まで処 遇改善加算を取得していた事業所については、一部添付 書類(就業規則等)の省略を行ってよいか。	前年度に処遇改善加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、各自治体の判断により、その提出を省略して差し支えない。(平27.2 VOL471 問55)
				49	基本給は改善しているが、賞与を引き下げることで、あらかじめ設定した賃金改善実施期間の介護職員の賃金が引き下げられた場合の取扱いはどうなるのか。その際には、どのような資料の提出が必要となるのか。	
				50	賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合であっても、加算の算定額以上の賃金改善が実施されていれば、特別事情届出書は提出しなくてもよいのか。	処遇改善加算は、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金改善に係る比較時点の考え方や、2(3)①ロのただし書きによる簡素な計算方法の比較時点の考え方に基づき、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準」と比較し、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施を求めるものであり、当該賃金改善が実施されない場合は、特別事情届出書の提出が必要である。(平27.2 VOL471 問57)

加算·減算名	実施	体制	加算·減算		加算・減算	算適用要件 「適用要件」
				51		一部の職員の賃金水準を引き下げた場合であっても、事業所・施設の介護職員全体の賃金水準が低下していない場合は、特別事情届出書を提出する必要はない。 ただし、事業者は一部の職員の賃金水準を引き下げた合理的な理由について労働者にしっかりと説明した上で、適切に労使合意を得ること。(平27.2 VOL471 問58)
				52	された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた 場合、特別事情届出書の提出は必要なのか。	事業の継続を図るために特別事情届出書を提出した場合を除き、賃金水準を低下させてはならないため、業績連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合、特別事情届出書の提出が必要である。(平27.2 VOL471 問59)
				53	事業の継続が可能にもかかわらず経営の効率化を図るといった理由や、介護報酬改定の影響のみを理由として、特別事情届出書を届け出ることが可能か。	特別事情油田書による取扱いについては、事業の継続を図るために認められた例外的な取扱いであることから、事業の継続が可能にもかかわらず経営の効率化を図るといった理由で、介護職員の賃金水準を引き下げることはできない。また、特別事情届出書による取扱いの可否については、介護報酬改定のみをもって一律に判断されるものではなく、法人の経営が悪化していること等の以下の内容が適切に把握可能となっている必要がある。・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容・介護職員の賃金水準の引下げの内容・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の引下がの内容・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の引下がの内容・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きを行った旨(平27.2)
				54	新しい処遇改善加算を取得するに当たってあらかじめ特別事情届出書を提出し、事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行う予定であっても、当該加算の取得は可能なのか。	特別事情届出書を届け出ることにより、事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行うことが可能であるが、介護職員の賃金水準を引き下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要があることから、本取扱いについては、あくまでも一時的な対応といった位置付けのものである。したがって、新しい処遇改善加算を取得するに当たってあらかじめ特別事情届出書を提出するものではなく、特別な事情により介護職員処遇改善計画書に規定した賃金改善を実施することが困難と判明した、又はその蓋然性が高いと見込まれた時点で、当該届出書を提出すること。(平27.2 VOL471 問61)

加算・減算名	実施	体制	加算•減算	加算•減算適用要件
				特別事情届出書を提出し、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合、賃金水準の引下げに当たっての比較時点はいつになるのか。  平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金改善に係る比較時点の考え方や、2(3)①口のただし書きによる簡素な計算方法の比較時点の考え方に基づき、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準」と比較すること。(平27.2 VOL471 問62)
				**キャリアパス要件 I については、職位・職責・職務内容等に応じた認容要件と賃金体系を整備することを要件としているが、昇給に関する内容を含めることまでは求めていないものである。一方、新設する介護職員処遇改善加算(I)の取得要件であるキャリアパス要件皿においては、経験、資格又は評価に基づく昇給の仕組みを設けることを要件としている。
				昇給の仕組みとして、それぞれ「①経験②資格③評価のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けること」という記載があるが、これらを組み合わせて昇給の要件を定めてもいいか。
				昇給の方式については、手当や賞与によるものでも良いの   昇給の方式は、基本給による賃金改善が望ましいが、基本給、 か。   手当、賞与等を問わない。
				変格等に応じて昇給する仕組みを設定する場合において、「介護福祉士資格を有して事業所や法人に雇用される者がいる場合があることを踏まえ、そのような者も含めて昇れる者がいる場合があることを踏まえ、そのような者も含めて昇給を図る観点から設けているものであり、例えば、介護福祉士の資格を可る者が、介護支援専門員の資格を取得した場合に、より高い基本給や手当が支給される仕組みなどが考えられる。

加算・減算名	実施	体制	加算·減算		加算・減算	算適用要件
				60 勤職員	員や派遣職員はキャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕 )対象となるか。	キャリアパス要件皿による昇給の仕組みについては、非常勤職員を含め、当該事業所や法人に雇用される全ての介護職員が対象となり得るものである必要がある。また、介護職員であれば派遣労働者であっても、派遣元と相談の上、介護職員処遇改善加算の対象とし、派遣料金の値上げ分等に充てることは可能であり、この場合、計画書・実績報告書は、派遣労働者を含めて作成することとしている。介護職員処遇改善加算(I)の取得に当たっても本取扱いに変わりはないが、キャリアパス要件皿について、派遣労働者を加算の対象とする場合には、当該派遣職員についても当該要件に該当する昇給の仕組みが整備されていることを要する。
					いるが、これにはどのようなものが含まれるのか。	「介護福祉士」のような資格や、「実務者研修修了者」のような一定の研修の修了を想定している。また、「介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組み」については、介護職員として職務に従事することを前提としつつ、介護福祉士の資格を有している者が、「介護支援専門員」や「社会福祉士」など、事業所が指定する他の資格を取得した場合に昇給が図られる仕組みを想定している。また、必ずしも公的な資格である必要はなく、例えば、事業所等で独自の資格を設け、その取得に応じて昇給する仕組みを設ける場合も要件を満たし得る。ただし、その場合にも、当該資格を取得するための要件が明文化されているなど、客観的に明らかとなっていることを要する。
				。 あるが	定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」と 、一定の基準とは具体的にどのような内容を指すの た、「定期に」とは、どの程度の期間まで許されるの	昇給の判定基準については、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。また、判定の時期については、事業所の規模や経営状況に応じて設定して差し支えないが、明文化されていることが必要である。

加算・減算名	実施	体制	加算·減算		加算・減算適用要件					
						63	マイン・ハ人安計画を洞だり 升船の1組みを取りたが、 は それによる賃金改善総額だけでは、加算の算定額を下回 は て担会 悪性は選れないことはなるのか	キャリアパス要件Ⅲを満たす昇給の仕組みによる賃金改善で は加算の算定額に満たない場合においても、当該仕組みによる 賃金改善を含め、基本給、手当、賞与等による賃金改善の総額 が加算の算定額を上回っていればよい。		
						64	外国人の技能実習制度における介護職種の技能実習生 は、介護職員処遇改善加算の対象となるのか。 EF	介護職種の技能実習生の待遇について、「日本人が従事する 場合の報酬の額と同等以上であること」とされていることに鑑 、、介護職種の技能実習生が介護業務に従事している場合、 PAによる介護福祉士候補者と同様に、介護職員処遇改善加算 D対象となる。		

加算•減算名	実施	体制	加算・減算		加算•減算適用要件
				65	(①) 削年度の資金の総額(基準額1、2)について職員構成や資金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合語、 改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合語、 対策によい、 数様年度において、 数様年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したこと等により、前年度と職員構成等が変わった場合等に、処遇改善計画書策定時点と変わった場合等に、処遇改善計画書の変更の周出を行い、基準額1、2 の額を推計することにより修正することとなるが、この場合は、実績報告書の提出時において、変更前後の基準額と合理的な変更理由を説明することで差し支えない。(令和2年度実績報告書においては、説明方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員の関金を制力を必要が生じた場合について、とのように対応すればよいが、 令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に対して、「介護職員の関金を制力を対して、「の場合は、実績報告書の提出時において、基準額1、2 及び3に変更の必要が生じた場合について、どのように対応すればよいな、 なる。本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について、「の中で表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表
				66	記載に当たっては、原則として、各グループに実際の配分された 額の記載を求めているが、処遇改善加算について、経験・技能 のある介護職員(A)と他の介護職員(B)で区別せず配分してお り、この内訳が詳細に把握できない場合には、(A)(B)間の人数 ループ別内訳を記載することとされているが、どのような記 載が可能か。 地等により推計し記載することも可能であること。なお、特定加 算を算定していない事業所については、別紙様式3-2の処遇 改善加算のグループ別内訳の欄の記載は不要である。 (令和3年度 VOL993 問2)

加算·減算名	実施	体制	加算·減算		加算・減算適用要件				
					自の賃金改善を実施した事業 紙様式3-1及び3-2におけ ープごとの平均賃金改善額等 こついてどのような記載すれ	ける賃金改善所要額、グ Fについて、独自の賃金改	原則、特定加算による賃金改善分について配分ルールを満たしていることが必要。そのため、特定加算の配分ルールを計算する際は、別紙様式3-1において賃金改善所要額に独自の改善額を含めず、特定加算のみによる賃金改善額を記載することが可能であり、別紙様式3-2においては、本年度の賃金の総額の欄に、独自の賃金改善額を控除した額を記載するかの総額の欄に、独自の賃金改善額を含む額を記載するかの総額の欄に、独自の賃金改善額を含む額を記載することを妨げるものではない。また、処遇改善記載することを妨げるものではない。また、処遇改善計画書の作成時においては、特定加算の平均の賃金改善額の配分ルールを満たしており、事業所としても適切な配分を予定していたものの、職員の急な退職や独自の賃金改善の実施等によりやむを得ず、各グループに対して計画書通りの賃金改善を行うことができなくなった結果、配分ルールを満たすことができなかった場合については、令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)問24も参照されたい。(令和3年度 VOL993 問3)		
					金の総額及び本年度の加算の 施期間を4月から翌年3月ま 事業所においては、事業所ご いて支払われた賃金の総額及 が可能か。また、法人で一招 責報告書を作成している法人	の総額について、賃金改善 での期間以外で設定してい との賃金改善実施期間に なび加算の総額を記載する もして処遇改善計画書及び において、事業所ごとに賃	実績報告書において、事業所ごとの賃金改善実施期間において支払われた賃金の総額及び加算の総額を記載することが可能である。事業所毎の状況を記載するに当たり、例えば、賃金改善実施期間については、合理的な理由がある場合に変更することも可能であり、令和2年度は令和2年7月~令和3年6月を賃金改善実施期間として設定していた事業者が、令和3年度から令和3年4月~令和4年3月に変更しようとする場合、令和2年度の処遇改善計画書の賃金改善実施期間を変更する届出を行い、令和2年7月~令和3年3月の9ヵ月に短縮することも考えられること。なお、計算方法としては、例えば以下の方法が想定されること。なお、計算方法としては、例えば以下の方法が想定されること。なお、計算方法としては、原則として、「加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の(介護職員の)賃金の総額」から12を除して、変更した期間(上記の場合は9か月間)の月数を掛けて得られた額を記載することとし、一処遇改善計画書別紙様式2-1の(1)④ ii)(イ)及び(ウ)、(2)⑥ ii)(イ)及び(ウ)については、原則として、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載することとしているが、この場合、12か月間の加算の総額から12を除して、変更した期間(上記の場合は9か月間)の月数を掛けて得られた額を記載することとする。 (令和3年度 VOL993 間4)		
介護職員等特定処遇改善加 算(I)	1 0		加算 12/1000	厚生	、利用者に対し、指定地域密	『着型通所介護を行った場合	等等を実施しているものとして市町村長に届出た指定地域密着型通所合、 へいては、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)は算定しない。		

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算・減算適用要件				
					【大臣基準告示】51の10(48の2を準用) イ 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員 等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額 440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 指定地域密着型通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の一倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の一倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画当を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 (3) 介護職員以外の職員の賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の職員の多継続を図るために当該事業所の職員の賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、ついで市町村長に届け出ること。 (4) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5) 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)(指定療養通所介護にあってはサービス提供体制加算(II)イスは(III)のいずれかを届け出ていること。 (6) 地域密着型通所介護費における小護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。 (7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。				
介護職員等特定処遇改善加 算(Ⅱ)	0		加算		【報酬告示】別表2の2 木 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合、ただし、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を算定している場合においては、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は算定しない。  【大臣基準告示】51の10(48の2を準用) ロ 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。				
介護職員等ベースアップ等 支援加算	0		加算		<u>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)</u> に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府 県知事に届出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を 上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎 月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。				